

東村 S S 過疎地対策計画

令和 6 年 2 月

沖縄県 東村

目 次

I.	東村SS過疎地対策計画策定にあたって	1
1.	東村SS過疎地対策計画策定の背景・目的	1
2.	東村SS過疎地対策計画の策定の流れ	1
II.	地域の現状	2
1.	地理的条件・気候	2
2.	人口	3
3.	道路交通・観光	5
4.	燃料供給拠点	6
III.	燃料需要の調査	7
1.	アンケート・ヒアリング調査	7
2.	東村内の燃料需要の現状及び将来需要予測、地域のSSに対するニーズの整理	18
IV.	東村内SSの運営についての検討	26
1.	東村内SSの整備・運営内容	26
2.	東村内SSの収支シミュレーション	28
3.	経常赤字額を削減する方策	31
4.	経常赤字額を削減する方策を踏まえた収支シミュレーション	33
V.	東村SS過疎地対策計画	38
1.	対策の基本方針	38
2.	具体的な対策内容	39
3.	アクションプラン	42

I. 東村ＳＳ過疎地対策計画策定にあたって

1. 東村ＳＳ過疎地対策計画策定の背景・目的

東村では、村内唯一の民間ＳＳが令和５年６月末をもって閉店し、市町村内にＳＳが１店舗もない全国で９番目の市町村となった。

上記ＳＳの閉店により近隣のＳＳ（大宜味村）までは、最も近い地域（東村字平良）で片道約８km、最も遠い地域（東村字高江）では片道約２２kmとなり、村民の生活に影響が出ていることが想定される。

ＳＳは自家用車や農業機械向けの日常生活における燃料供給拠点であるだけでなく、石油製品は災害時にも供給が容易なエネルギー源であることから、災害時の燃料供給拠点として防災面でのＳＳの重要性も指摘されている。

他方、村内唯一の民間ＳＳの閉店は、東村の石油製品の需要規模ではＳＳの経営・維持が困難であることを示しており、小規模自治体の住民・企業に対しても石油製品を安定的に供給できる体制を構築することが大きな課題である。

こうした課題に対する対策を講じるため、東村では経済産業省の「自治体によるＳＳ継承等に向けた取組支援事業補助金」を活用し、東村ＳＳ過疎地対策計画を策定することとした。

2. 東村ＳＳ過疎地対策計画の策定の流れ

東村ＳＳ過疎地対策計画の策定にあたっては、東村がコンサルタントに調査を委託し、同調査において地域の現状や地域の燃料需要、地域のＳＳに対するニーズを把握・整理した。

その上で、東村が主体となって、東村、地域住民、関係団体等を構成員とした「東村ＳＳ過疎地対策協議会」を開催し、協議会での検討を踏まえ東村ＳＳ過疎地対策計画を策定した。

表I-1 東村ＳＳ過疎地対策協議会の開催概要

回次	日時	会場	議事
第１回	令和５年 10月３日（火） 13:30～15:00	東村役場 大会議室	(１) 事業全体の概要 (２) 調査業務の内容 (３) 村民アンケート調査 (４) その他
第２回	令和５年 12月22日（火） 13:30～15:20	東村役場 大会議室	(１) 調査結果の報告 (２) 東村ＳＳ過疎地対策計画の基本方針
第３回	令和６年 1月25日（木） 13:30～16:00	東村役場 大会議室	(１) 調査結果の報告 (２) 東村ＳＳ過疎地対策計画（案）

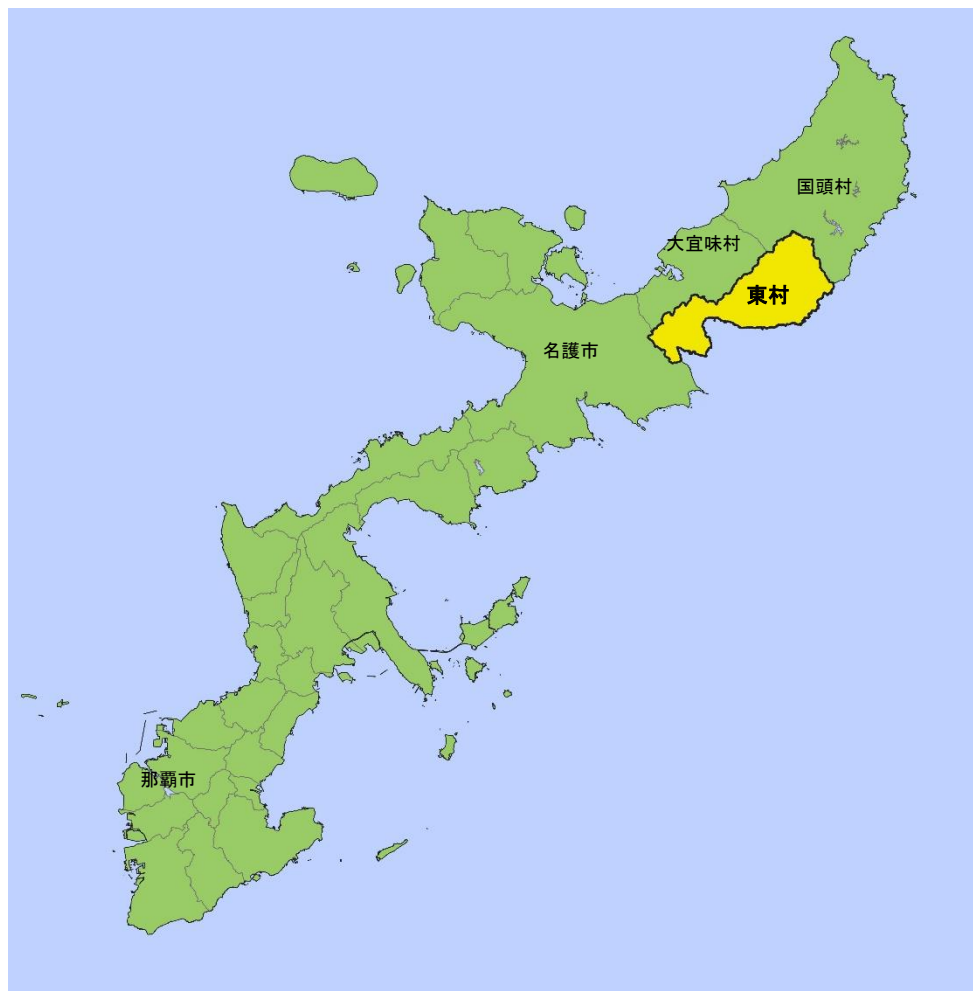
II. 地域の現状

1. 地理的条件・気候

東村は「やんばる（山原）」と呼ばれる沖縄本島北部の東海岸に位置しており、総面積は81.75 km²で、南北に26 km、東西に4～8 kmと縦に細長い村である。総面積の約73%を森林が占めており、その森林を源流として、沖縄本島最大の福地ダムから連なる福地川など、大小14の河川が流れている。気候は亜熱帯海洋性気候に属し、平均気温は22.8℃、平均降水量は2120.7mm（気温・降水量ともに名護観測所の平年値）と温暖多湿である。

地域の産業としては、パインアップルの生産を中心とした農業のほか、やんばるの自然を活かした観光業で知られており、東村の一部も含めたやんばるの森一帯は、「奄美大島、徳之島、沖縄県北部及び西表島」の構成要素として、令和3年に国内5件目の世界自然遺産に登録された。

図II-1 東村の位置図



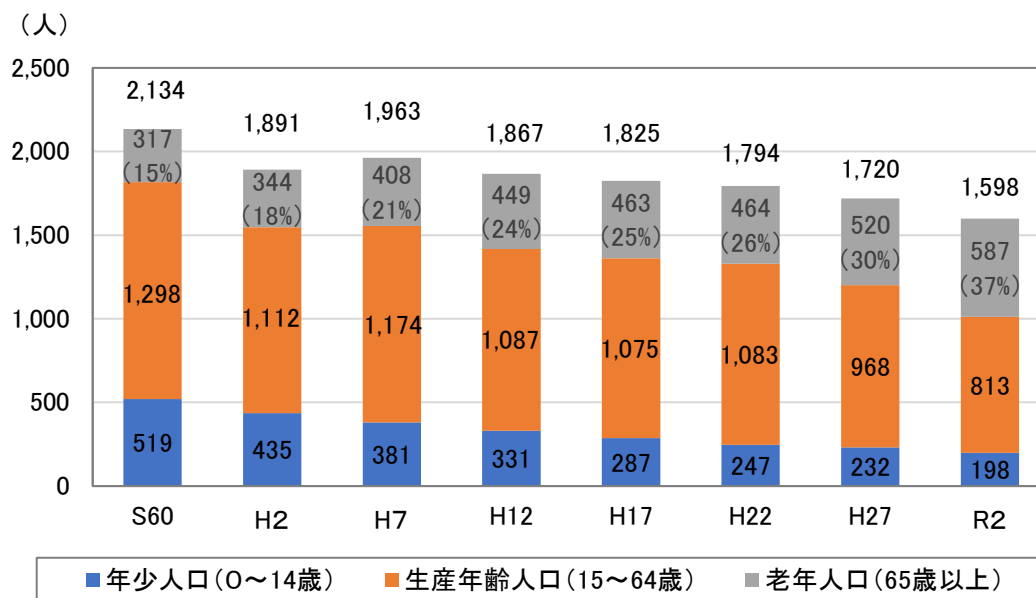
2. 人口

(1) 人口の推移

1) 人口・高齢化率の推移

- ・東村の人口（国勢調査、各年 10 月 1 日時点）は一貫して減少しており、昭和 60 年から令和 2 年にかけて約 25%減少した。
- ・各階層別の人口を見ると、老年人口が一貫して増加している一方で、生産年齢人口と年少人口は減少傾向にある。
- ・東村の高齢化率は一貫して増加傾向にあり、平成 7 年には 65 歳以上の高齢者が村内人口の 21%を超えるいわゆる「超高齢化社会」となっている。
- ・平成 7 年以降も高齢化は進行しており、令和 2 年の高齢化率は 37%となっている。

図II-2 東村の年齢階層別人口・高齢化率の推移（各年 10 月 1 日時点）



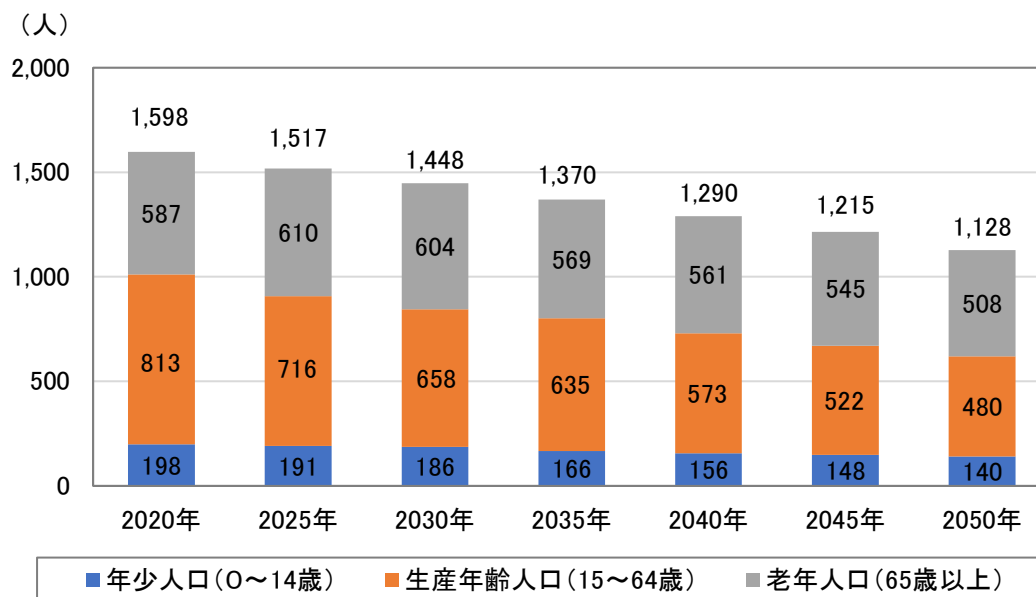
注：() 内は高齢化率。

出典：「国勢調査（昭和 60～令和 2 年）」（総務省）

2) 将来推計人口

- ・ 令和2年（2020年）の国勢調査人口を基点とした将来推計人口によると、2050年の東村の人口は1,128人と推計されており、今後30年で現在の約7割程度の人口になるものと推計されている。

図II-3 東村の将来人口推計



出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

3. 道路交通・観光

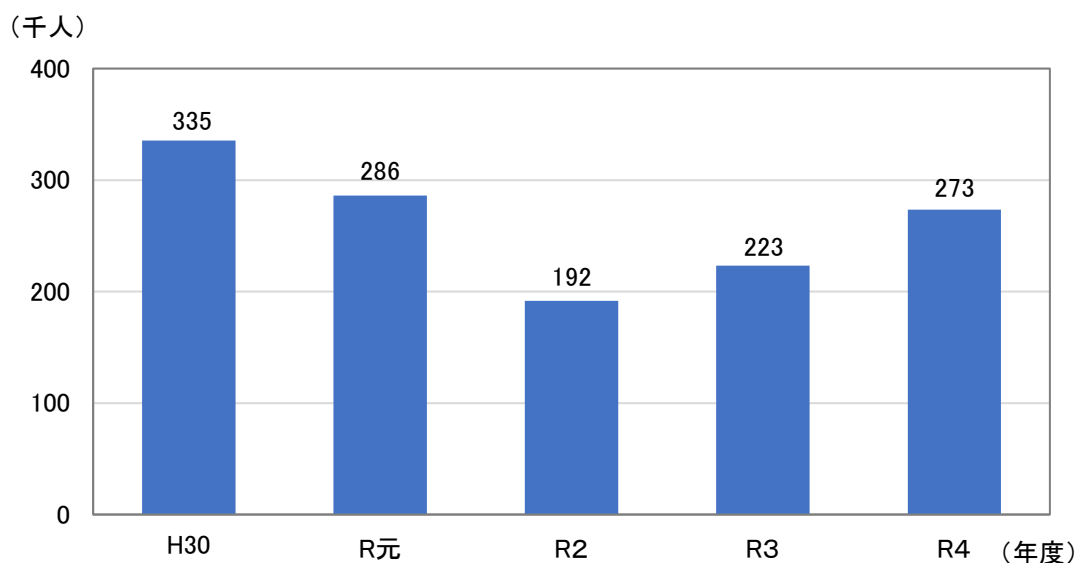
(1) 公共交通

- ・平成 30 年 10 月に既存の民間路線バスが廃止された結果、東村は沖縄本島内で民間路線バスが運行されていない唯一の市町村となっている。
- ・村内を運行する運賃無料のコミュニティバスとして、東村高江～名護市源河を結ぶ高江・源河線と、東村高江～大宜味村白浜を結ぶ高江・大宜味線の 2 路線がある。
- ・令和 5 年 10 月以降の両路線の運航スケジュールは、土日祝日が往復 3 便の定時定路線運航、平日は朝・夕の各片道 1 便の定時定路線運航と、9 時～17 時 30 分の事前予約運航を組み合わせた運航となっている。

(2) 観光入り込み客数の推移

- ・東村における観光入り込み客数の推移は、平成 27 年度における福地川海浜公園の整備や、平成 28 年度におけるやんばる国立公園の指定のほか、民間観光施設の充実等から、年々増加し、平成 30 年度には約 34 万人が訪れた。
- ・令和元年度及び令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、それぞれ約 29 万人と約 19 万人に減少した。
- ・令和 3 年度及び令和 4 年度は、それぞれ約 22 万人と約 27 万人と回復傾向にあり、令和 5 年度以降の観光入り込み客数も、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことや、やんばるの森一帯が令和 3 年に世界自然遺産に登録されたことを受け、益々増加することが期待されている。

図II-4 東村における観光入り込み客数の推移

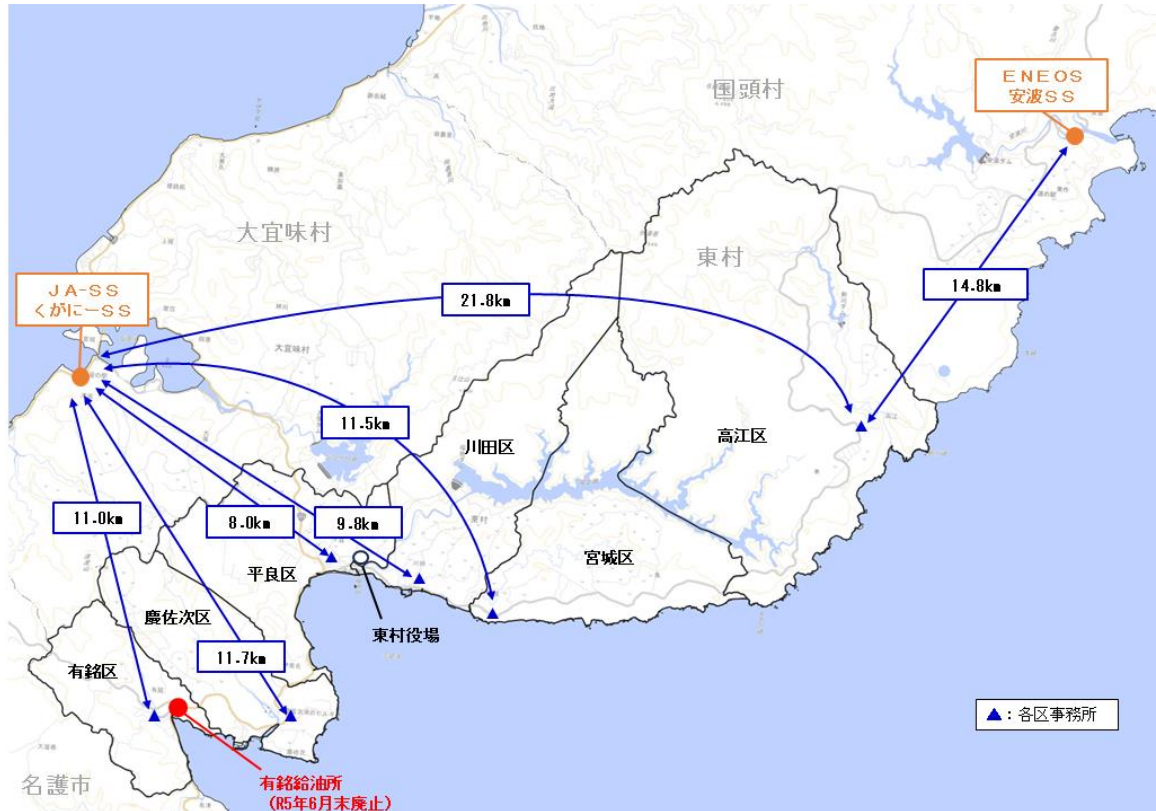


出典：「2023 年 東村村勢要覧 資料編」(東村)

4. 燃料供給拠点

- ・高江区のみ最寄りSSがENEOS安波SSで、それ以外の5区は大宜味村のJA-SSくがに-SSが最寄りSSとなっている。
- ・JA-SSくがに-SSまでの道路距離・所要時間は、最も近い平良区で8.0km・12分であり、最も遠い高江区では21.8km・28分を要する。

図II-5 東村各区から最寄りSSまでの距離



出典：「電子国土基本図（淡色地図）」（国土地理院）を基に作成。

表II-1 東村各区から最寄りSSまでの道路距離及び所要時間

区名	最寄りSS	道路距離	所要時間
高江区	ENEOS安波SS	14.8km	20分
	(参考) 大宜味村 JA-SSくがに-SS	21.8km	28分
宮城区	大宜味村 JA-SSくがに-SS	11.5km	16分
川田区	大宜味村 JA-SSくがに-SS	9.8km	16分
平良区	大宜味村 JA-SSくがに-SS	8.0km	12分
慶佐次区	大宜味村 JA-SSくがに-SS	11.7km	16分
有銘区	大宜味村 JA-SSくがに-SS	11.0km	18分
	(参考) 名護市 JA-SS羽地セルフSS	14.0km	20分

注：各地区事務所から各SSまでの自動車による道路距離・所要時間をGoogleマップ（Google）を用いて算出した。なお、Googleマップの設定により所要時間は混雑状況等に応じて若干変動する。

III. 燃料需要の調査

1. アンケート・ヒアリング調査

(1) 調査概要

村民・村内事業者の燃料需要や地域内外のSSのニーズを把握するため、以下のとおりアンケート・ヒアリング調査を実施した。

表III-1 各調査の概要

調査名	調査方法・対象	調査項目
村民 アンケート調査	・ 東村内居住の全世帯を対象としたアンケート調査 ・ 配布数 661 世帯、回収数 277 世帯、回収率 42%	・ 購入油種・用途 ・ ガソリン・灯油・軽油・A重油の購入費・購入量・購入店舗・購入店舗の選定理由 ・ ガソリンの携行缶購入の有無・用途、灯油の購入方法・購入形態、軽油の購入方法・購入形態 ・ 石油製品の購入において不便なこと、村内ガソリンスタンドの必要性、村内ガソリンスタンドの利用意向、村内ガソリンスタンドに求める事項、SS過疎地対策計画に求める事項 等 ※A重油・軽油に関する一部の項目は事業者アンケートのみの調査項目。
村内事業者 アンケート調査	・ 東村内に所在する事業者（商工会員等）を対象としたアンケート調査 ・ 配布数 110 事業者、回収数 38 事業者、回収率 35%	
村内事業者 ヒアリング調査	・ アンケート回答事業者等 7 事業者を対象としたヒアリング調査	・ アンケート回答の補足

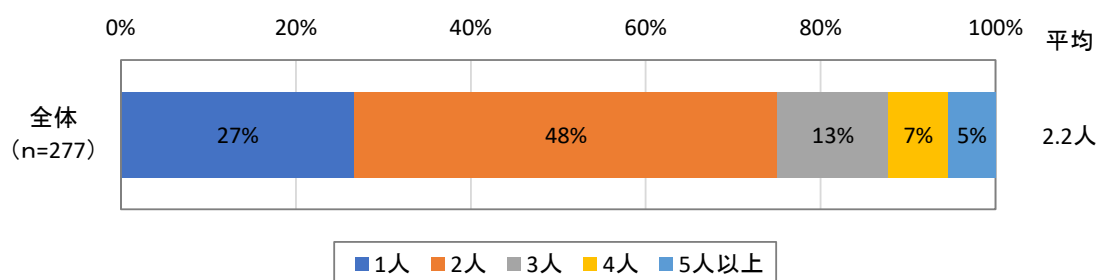
(2) 調査結果

1) 世帯・事業者の特徴

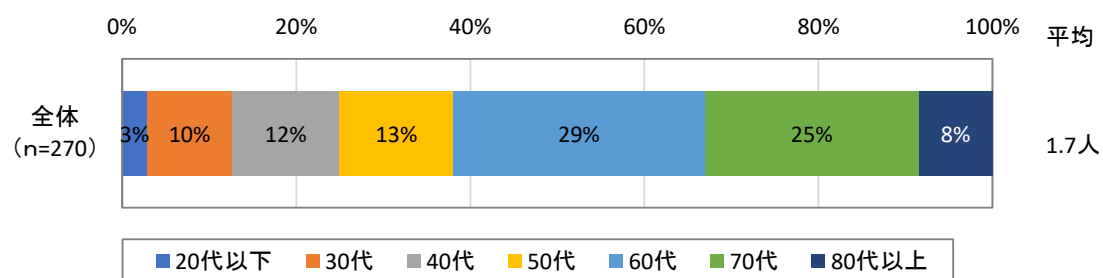
① 回答世帯の特徴

- ・ 世帯員数は「2人」が48%と最も多く、次いで「1人」（27%）、「3人」（13%）と続き、世帯員数の平均は2.2人となっている。
- ・ 世帯員数のうち、自動車運転者数の平均は1.7人で、60代以上の運転者数の割合が62%となっており、運転者に占める高齢者の割合は多い。
- ・ 自動車保有台数の平均2.2台は世帯員数の平均2.2人と同一で、世帯の運転者数の平均1.7人より多いことから、自動車の保有台数は非常に多く、自動車依存度が高いと言える。
- ・ 回答世帯の給湯器・ボイラーの燃料は「LPガス」が45%と最も多いが、「灯油」（44%）とほぼ同数であり、約半数の世帯が給湯器・ボイラーの燃料に「灯油」を使用している。

図III-1 回答世帯の世帯員数

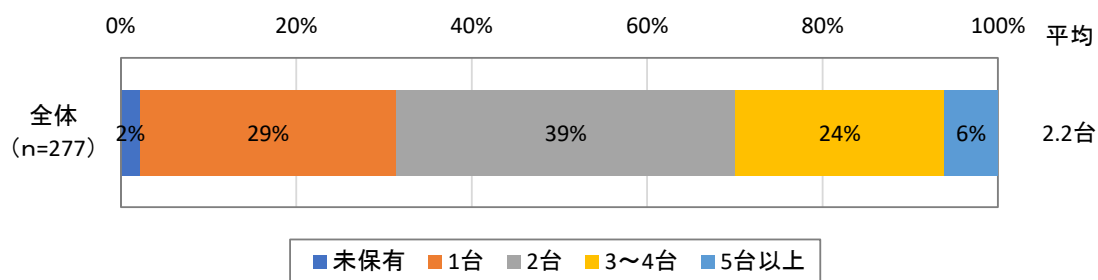


図III-2 回答世帯の自動車運転者数の年代内訳

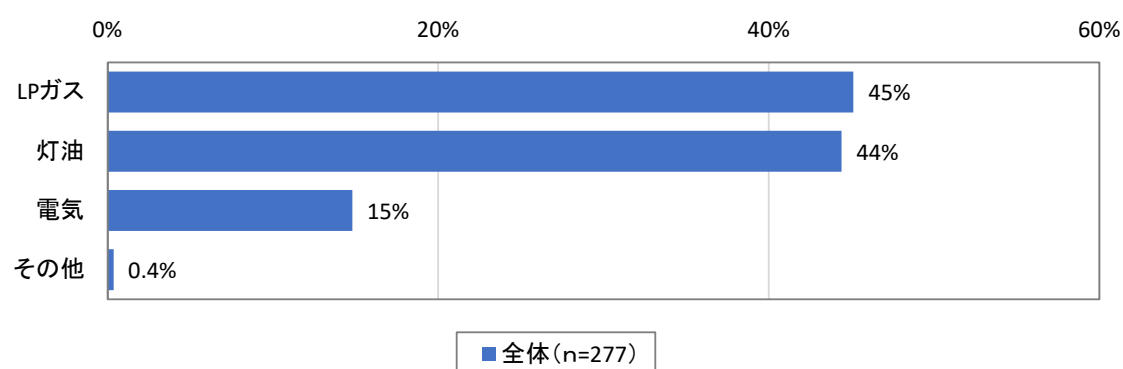


注：集計母数は自動車運転者数の年代内訳を回答している 270 世帯。

図III-3 回答世帯の自動車保有台数



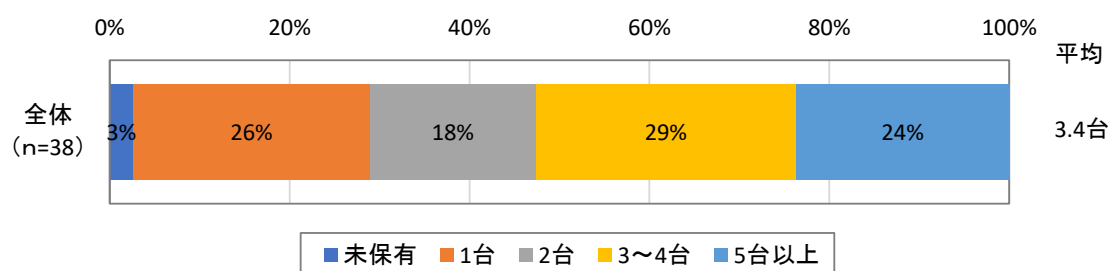
図III-4 回答世帯の給湯器・ボイラーの燃料



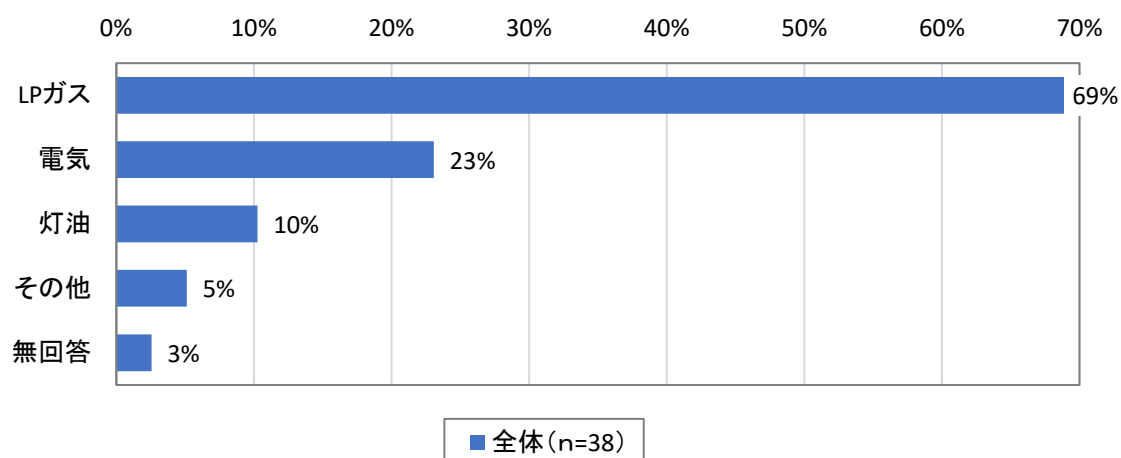
② 回答事業者の特徴

- ・回答事業者の自動車（バイク・原付含む）保有台数は「3～4台」が29%と最も多く、次いで「1台」（26%）、「5台以上」（24%）と続き、平均では3.4台となっている。
- ・回答事業者における給湯器・ボイラーの燃料は「LPガス」が69%と最も多く、「電気」（23%）、「灯油」（10%）の順となっている。

図III-5 回答事業者の自動車保有台数



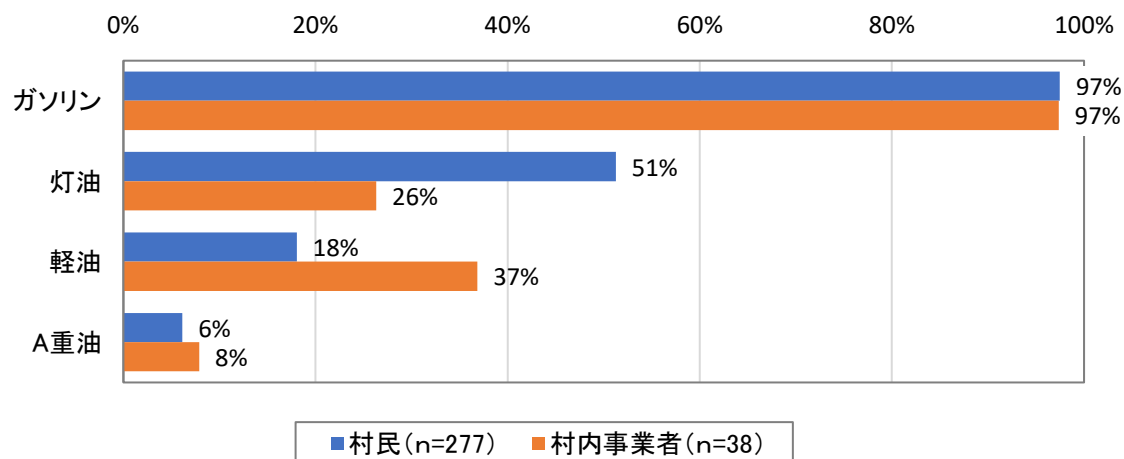
図III-6 回答事業者の給湯器・ボイラーの燃料



2) 油種別の石油製品の需要動向

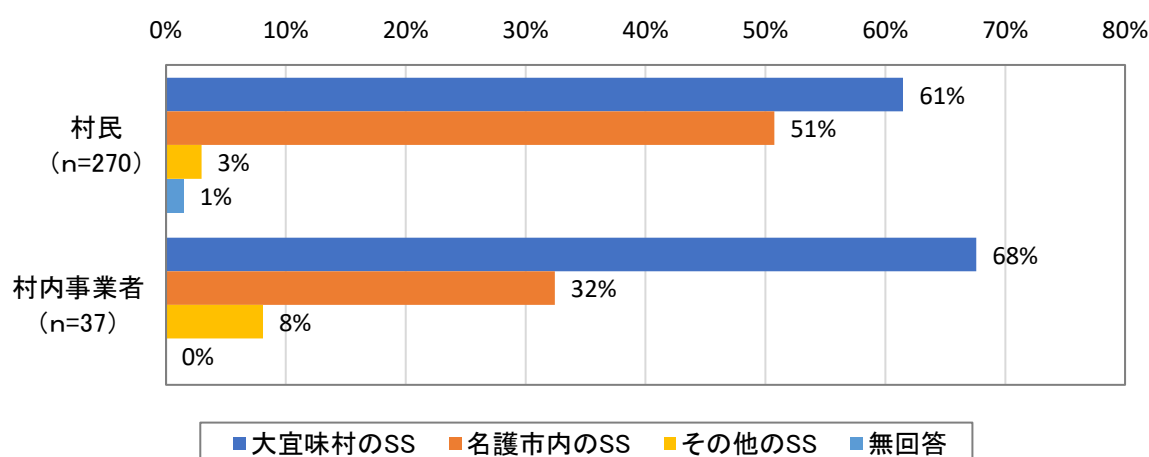
- ・ 村民・村内事業者ともにガソリンの使用状況は97%とほぼ全ての世帯・事業者でガソリンが使用されている。灯油は村民の51%で使用されているものの、村内事業者では26%と少ない。逆に、軽油は村内事業者では37%で使用されているが、村民では18%と少ない。
- ・ 村民・村内事業者ともに、ガソリンでは車両以外に「農機具」での利用が多い（ガソリンを使用している村民の42%、村内事業者の43%が農機具で利用）。

図III-7 油種別の石油製品の使用状況

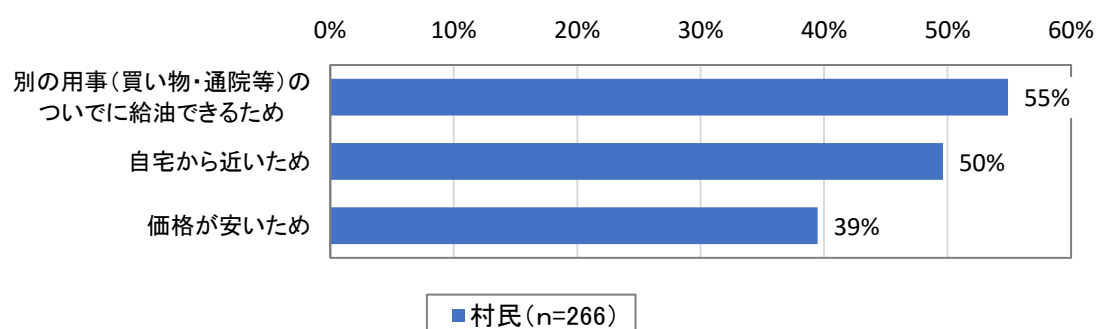


- ・ 村民・村内事業者ともにガソリンの購入先は「大宜味村のＳＳ」が最も多い（村民 61%、村内事業者 68%）。次いで多いのは村民・村内事業者ともに「名護市内のＳＳ」だが、村民が 51%となっている一方で、村内事業者は 32%に留まっている。
- ・ ガソリンの購入先を選ぶ理由は、村民が「別の用事のついでに給油できるため」が 55%と最も多く、村内事業者は「事業所から近いため」が 57%と最も多い。
- ・ 村民は週末に食料品・日用品等の買い物で名護市内に行くため、その途中で大宜味村や名護市でガソリンを給油していると思われる。事業者は就業時間中に給油することから、事業所からＳＳまでの近さを求め、移動途中でも給油していると思われる。
- ・ 事業者ヒアリングでは、村外ＳＳに給油に行くまでの時間で発生する人件費の指摘があり、事業者はＳＳまでの近さをより求めている。

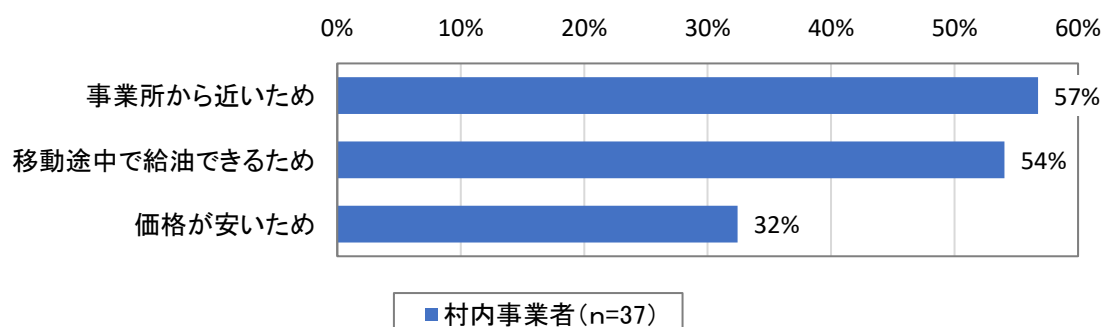
図III-8 ガソリンの購入先



図III-9 ガソリンの購入先を選ぶ理由（村民：上位3項目）

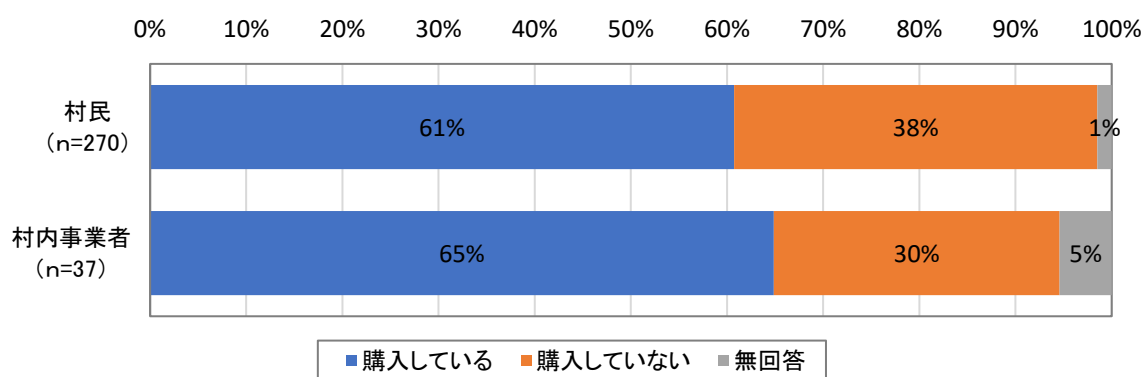


図III-10 ガソリンの購入先を選ぶ理由（村内事業者：上位3項目）

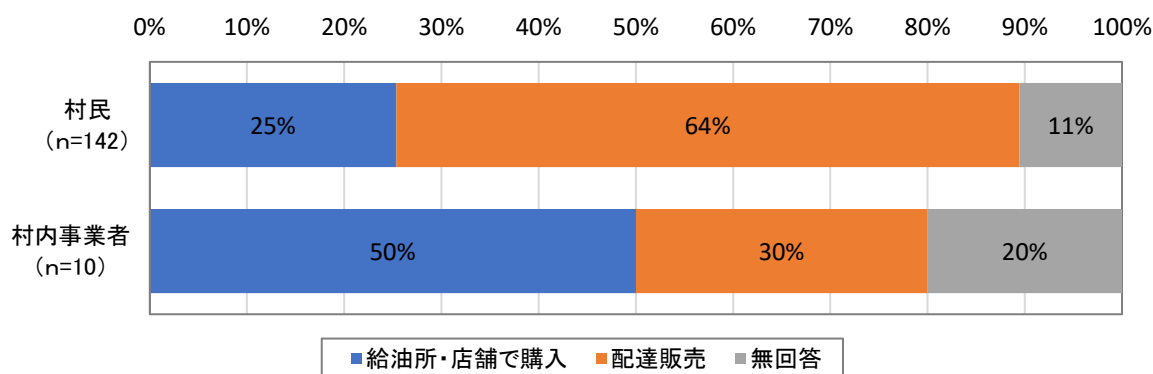


- ・ 村民・村内事業者ともにガソリンの携行缶での購入を行っている割合は多く、村民の61%、村内事業者の65%が携行缶でガソリンを購入している。
- ・ ガソリンの携行缶での購入用途は、一部の村民で「備蓄用」（11%）の回答もあるが、8割以上が「農業用」と回答。村内事業者の用途も「農機具」が71%と多い。
- ・ 村民の灯油の購入方法は64%が「配達販売」で、「給油所・店舗で購入」している村民は25%と少数。村内事業者は灯油を購入している事業者が少ないものの、50%は「給油所・店舗で購入」している。
- ・ 村内事業者の軽油の購入方法は「給油所・店舗で購入」が57%と最も多いが、配達販売（重機等）やインタンクへの納入等も一定程度見られる。

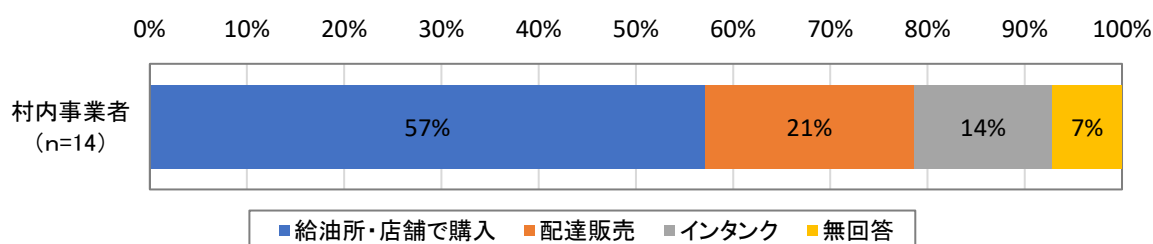
図III-11 ガソリンの携行缶での購入有無



図III-12 灯油の購入方法



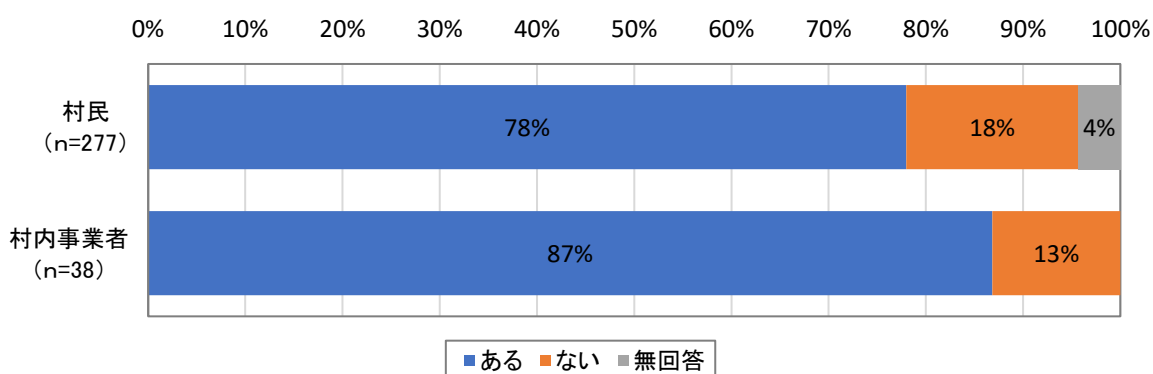
図III-13 軽油の購入方法（事業者のみ）



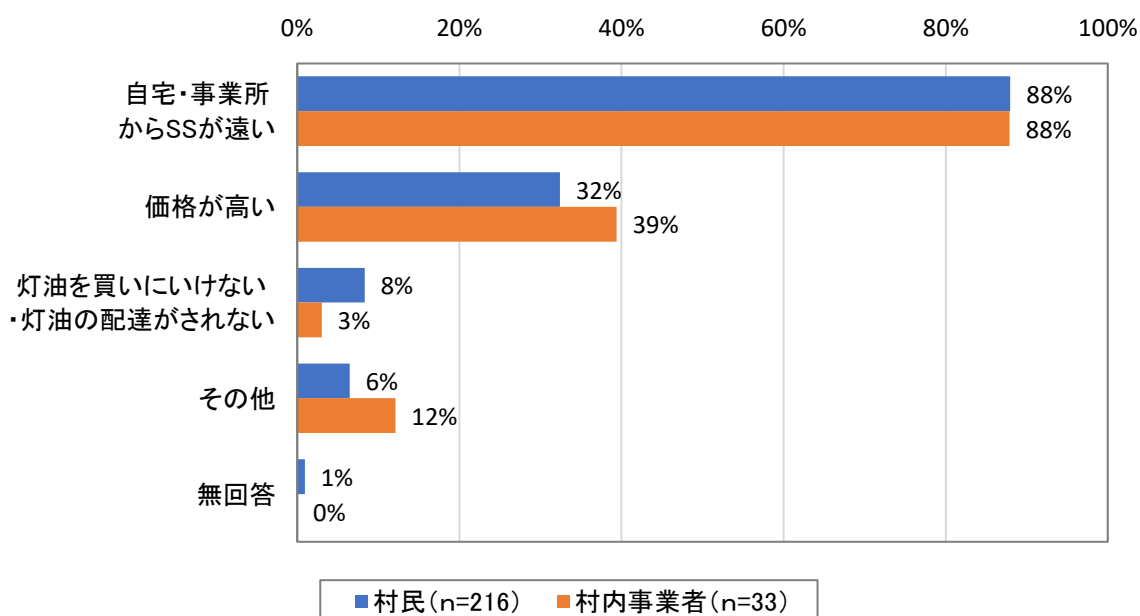
3) 石油製品の購入で不便に感じていること

- ・ 村民・村内事業者ともに石油製品の購入に不便を感じている割合は多く、村民の 78%、村内事業者の 87%が不便を感じている。
- ・ 不便を感じていると回答した村民・村内事業者の 88%が「自宅・事業所から S S が遠い」ことに不便を感じている。自宅・事業所から S S までの所要時間（片道）は、村民が平均 23 分、村内事業者は平均 22 分となっており、村民・村内事業者ともに移動時間に往復約 45 分かけて給油していることになる。

図III-14 石油製品の購入で不便に感じていることの有無



図III-15 石油製品の購入で不便に感じていることの内容



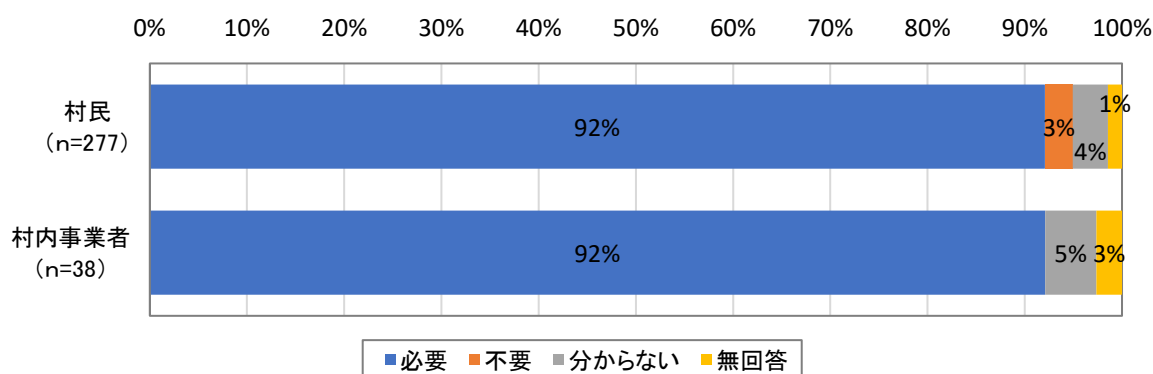
表III-2 自宅・事業所から S S が遠いと感じている村民・村内事業者の
S S までの所要時間（片道）

	最短	最長	平均
村民 (n=160)	10分	60分	23分
村内事業者 (n=28)	10分	40分	22分

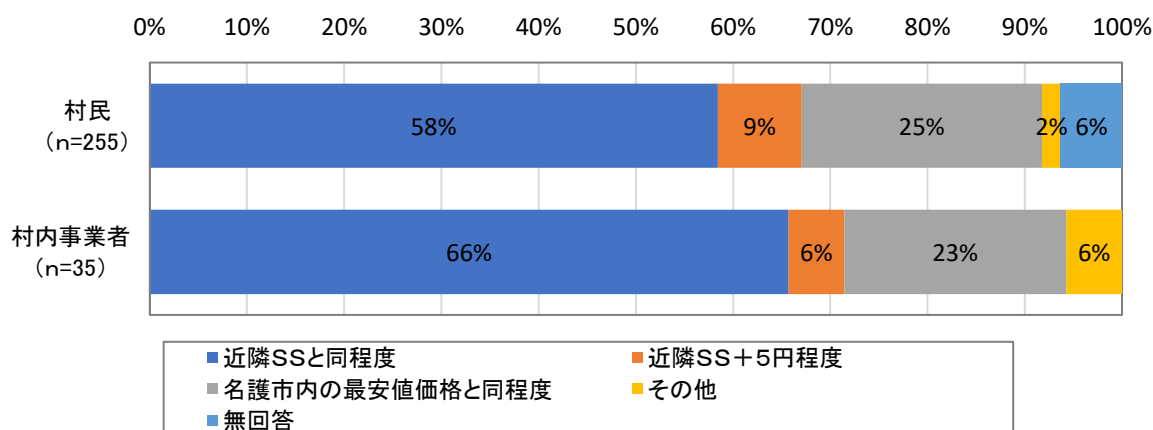
4) 東村内ＳＳの必要性

- ・ 村民・村内事業者ともに 92%が「東村内にＳＳが必要」と回答しており、村民・村内事業者の総意として東村内にＳＳが必要とされている。
- ・ 他方、東村内ＳＳで給油する場合の価格については、村民の 58%・村内事業者の 66%が「近隣ＳＳと同程度であれば給油する」と回答しており、近隣ＳＳと同価格にすれば「近隣ＳＳ＋５円程度」と回答した村民（９％）・村内事業者（６％）も含め、村民の 67%・村内事業者の 71%（四捨五入により内訳と合計が合致しない）の購入が見込めることとなる。
- ・ 村民・村内事業者の東村内での購入を見込むためには、近隣ＳＳと同価格での販売が求められる。

図III-16 東村内ＳＳの必要性



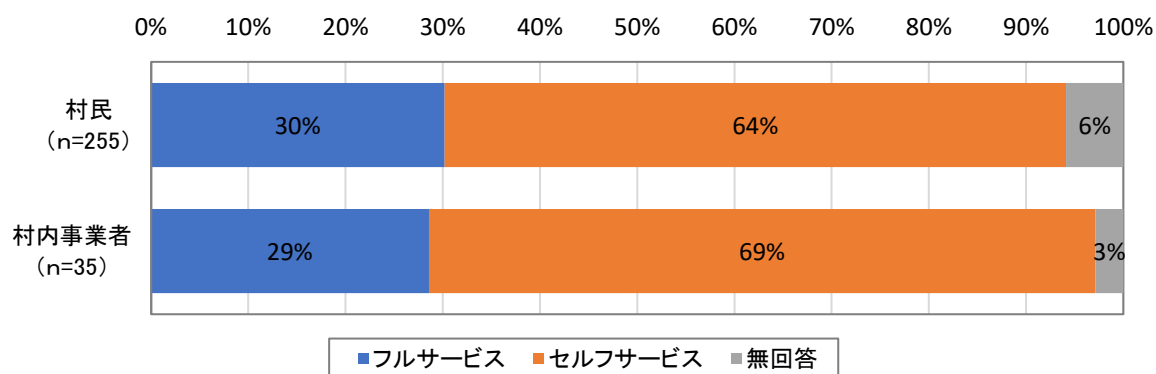
図III-17 東村内ＳＳで給油する場合の価格



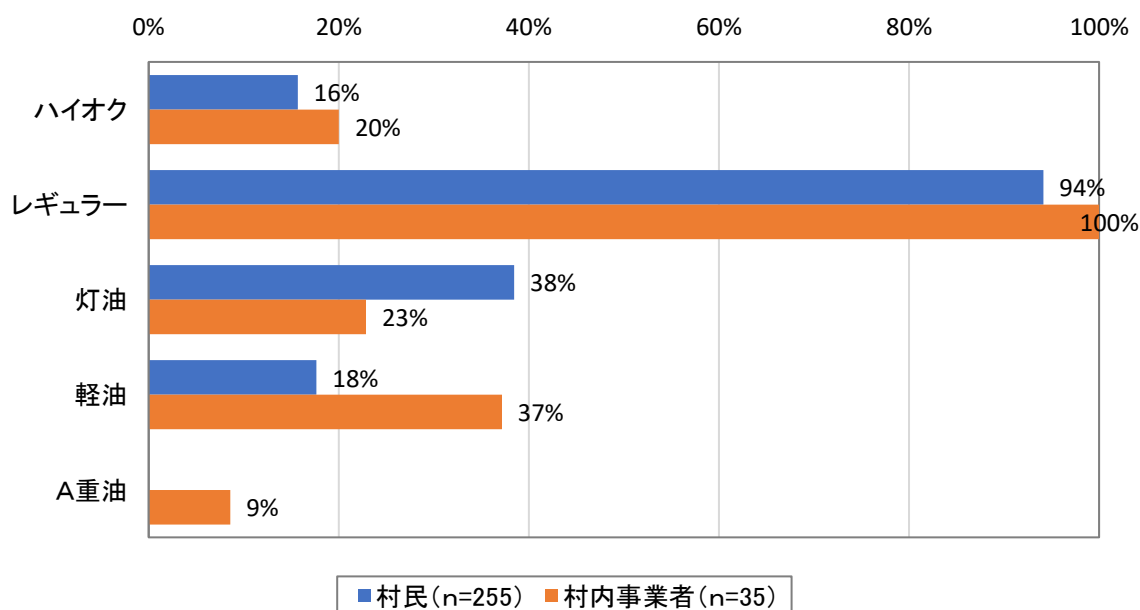
注：価格は「名護市内の最安値価格＜近隣ＳＳの価格」となっており、価格差は調査時点で２円となっている。

- ・東村内にガソリンスタンドが「必要」と回答した村民・村内事業者が求めるＳＳの販売形態は、村民の64%、村内事業者の69%が「セルフサービスでもよい」と回答している。
- ・レギュラーガソリンはほぼ全ての村民・村内事業者に取扱が求められているが、灯油・軽油は村民と村内事業者で取り扱いの希望に差が生じている。
- ・ガソリンの携行缶販売を求める声は村民・村内事業者ともに多く、村民の74%、村内事業者の91%が東村内ＳＳでのガソリンの携行缶販売を求めている。
- ・村民の68%は灯油のミニローリーによる配達販売を求めており、村内事業者の38%は軽油の配達販売（23%は配達販売、15%はインタンクへの配達販売）を求めている。
- ・村内事業者へのヒアリングでは、掛売（月末締め翌月払い等による一括後払い）を希望する事業者が多く、中には掛売が行われないなら購入できない、掛売なら5円程度高くても構わないという事業者も見られた。

図III-18 東村内ＳＳに求める販売形態（フルサービス・セルフサービス）

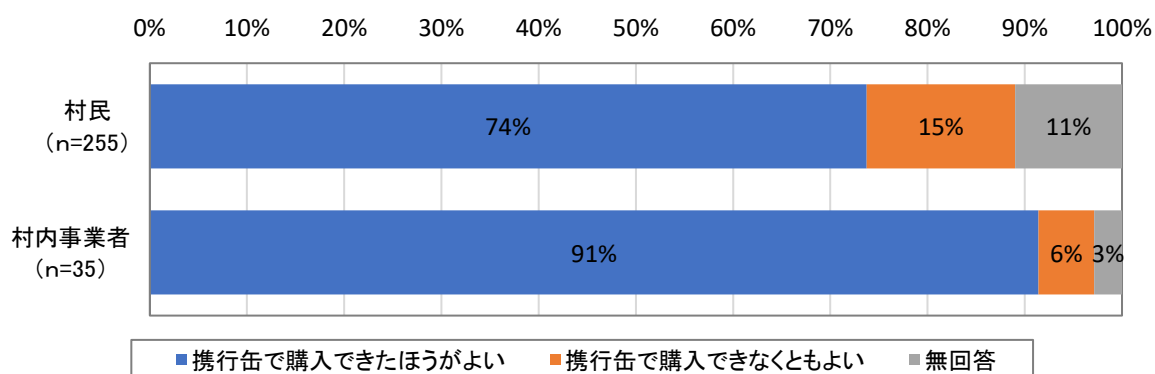


図III-19 東村内ＳＳで取り扱ってほしい油種

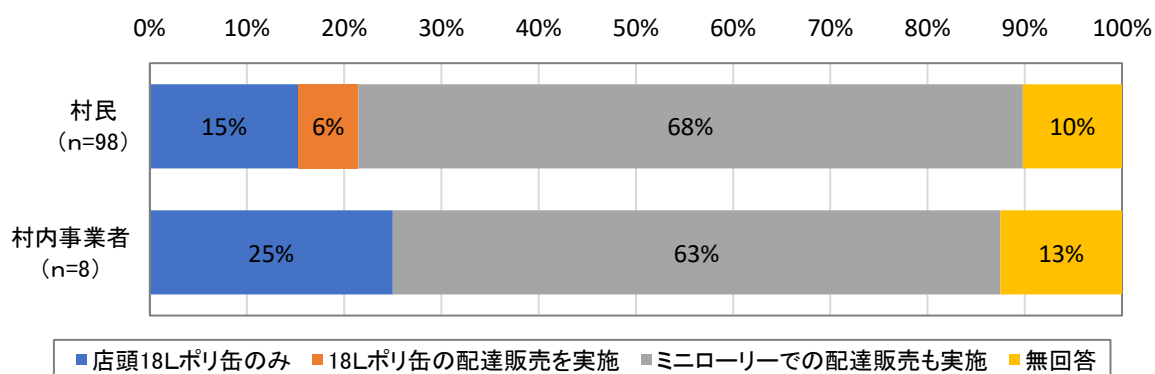


注：A重油は村民アンケートの選択肢には含まれていないため、回答なし。村民で灯油・軽油を購入していない世帯で、取扱油種に灯油・軽油を選択した回答は無効とした。

図III-20 東村内ＳＳでのガソリンの携行缶販売の希望

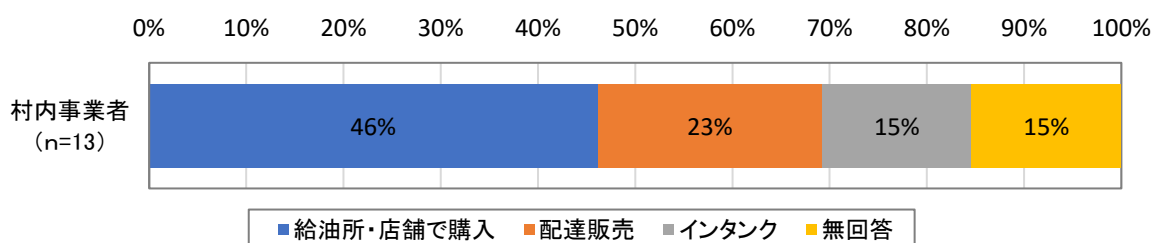


図III-21 東村内ＳＳで希望する灯油の販売方法



注：集計母数は灯油の取り扱いを希望する村民・村内事業者。

図III-22 東村内ＳＳで希望する軽油の販売方法（事業者のみ）

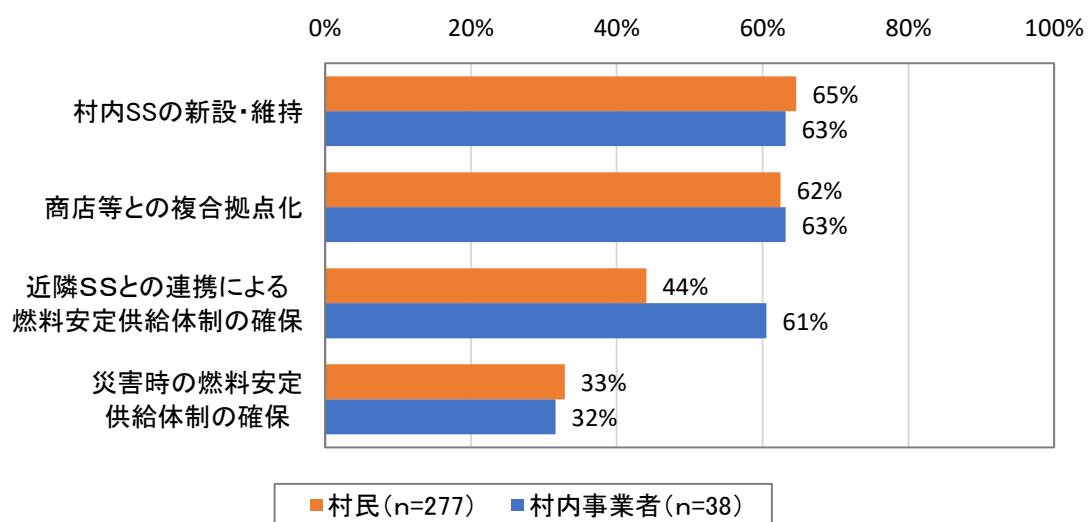


注：集計母数は軽油の取り扱いを希望する村内事業者。

5) S S 過疎地対策計画において特に考慮してほしいこと

- ・村民の 65%、村内事業者の 63%が「村内 S S の新設・維持」を求めており、ほぼ同数の村民 62%、村内事業者の 63%が「商店等との複合拠点化」を求めている。

図III-23 S S 過疎地対策計画において特に考慮してほしいこと



2. 東村内の燃料需要の現状及び将来需要予測、地域のSSに対するニーズの整理

(1) 東村内の月間燃料需要量の現状

東村内の各油種の月間燃料需要量を①～③のとおり推計した。

① 村民の月間燃料需要量の推計

村民アンケート調査において把握したガソリン・灯油・軽油の購入量を基に1世帯当たりの平均購入量を算出し、村民アンケート調査対象世帯数（661世帯）を乗ずることで村民の月間燃料需要量を推計した。その結果、村民の月間燃料需要量はガソリン 77.9KL、灯油 6.7KL、軽油 13.5KL、全油種計 98.1KL となった。

表III-3 村民の月間燃料需要量の推計（令和5年9～10月時点）

	1世帯当たり 購入量（L）	アンケート 対象世帯数	村民の需要量 （KL）
ガソリン	118	661	77.9
灯油	10	661	6.7
軽油	20	661	13.5
全油種計	148	661	98.1

② 村内事業者の月間燃料需要量の推計

村内事業者アンケートの回答事業者には規模の大きい事業者が概ね含まれていること、農家等の個人事業主の購入量は村民アンケートにおいて回答されていることを想定し、村内事業者アンケートで把握した購入量を村内事業者の需要量と見なした。

その結果、村内事業者の月間燃料需要量はガソリン 12.8KL、灯油 0.1KL、軽油 4.8KL、全油種計 17.7KL となった。

表III-4 村内事業者の月間燃料需要量の推計（令和5年10月時点）

	村内事業者 の需要量 （KL）
ガソリン	12.8
灯油	0.1
軽油	4.8
全油種計	17.7

③ 東村役場の月間燃料需要量の算出

東村役場が実際に購入した公用車等の給油量から、東村役場の月間燃料需要量を算出した。その結果、東村役場の月間燃料需要量はガソリン（ハイオク含む）3.8KL、灯油 0.3KL、軽油 0.6KL、全油種計 4.7KL となった。

表III-5 東村役場の月間燃料需要量（令和5年11月時点）

	東村役場の 需要量 (KL)
ガソリン	3.8
灯油	0.3
軽油	0.6
全油種計	4.7

注：灯油需要量は給食センターのボイラー等によるもので、配達販売によるもの。

④ 東村全体の月間燃料需要量

①～③を合計した結果、東村全体の月間燃料需要量はガソリン 94.5KL、灯油 7.1KL、軽油 18.9KL、計 120.5KL となった。

表III-6 東村全体の月間燃料需要量（令和5年9～11月時点）

	村民の需要量 (KL)	村内事業者 の需要量 (KL)	東村役場の 需要量 (KL)	東村全体の 需要量 (KL)
ガソリン	77.9	12.8	3.8	94.5
灯油	6.7	0.1	0.3	7.1
軽油	13.5	4.8	0.6	18.9
全油種計	98.1	17.7	4.7	120.5

⑤ 東村内SSで購入が見込める東村全体の月間燃料需要量

各種アンケート結果及びヒアリング結果から、④の東村全体の月間燃料需要量のうち、東村内SSで購入が見込める月間燃料需要量（＝東村内SS月間購入量）を下表のとおり算出し、全油種計で 55.9KL の購入があると見込んだ。

なお、この数値は店頭販売のみを前提とした令和5年度時点の月間燃料需要量であり、東村内SSの運営シミュレーションを行う場合は、SSの営業開始時期（年度）に応じて、改めて東村内SSで購入が見込める月間燃料需要量を推計した数値とする。

表III-7 東村内にＳＳができた場合に購入が見込める東村全体の月間燃料需要量

(令和５年度時点)

	村民の需要量 (%)	村内事業者 の需要量 (%)	東村役場の 需要量 (%)	東村内ＳＳ 月間購入量 (KL)
ガソリン	50% 39.0 KL	70% 8.9 KL	100% 3.8 KL	55% 51.7 KL
灯油	配達需要が多く店頭給油は 少量なので取り扱わない			－
軽油	20% 2.7 KL	20% 1.0 KL	100% 0.6 KL	22% 4.2 KL
全油種計	－ 41.7 KL	－ 9.9 KL	－ 4.4 KL	46% 55.9 KL

【上記月間燃料需要量（東村内ＳＳ月間購入量）の根拠】

■村民のガソリン・軽油

- ・村民の 67%は近隣ＳＳの小売価格と同程度なら東村内ＳＳで購入すると回答（近隣ＳＳと同値なら購入 58%、近隣ＳＳ＋５円でも購入 9%）。ただし、週末に名護市に買い物に行く際に名護市等で給油することも一定程度あると見込み、ガソリン購入量は村民需要の 50%とする。
- ・軽油は農家のトラックや重機などの事業用が多いと想定されるため、東村内にＳＳがあればわざわざ車両や重機を村外に持ち出して給油することは少ないと想定される。他方で、配達しなければ給油できない事態も想定され、有銘給油所（令和 5 年 6 月末廃止）の店頭給油割合は 2 割とのことだったので、軽油購入量は村民需要の 20%とする。

■村内事業者のガソリン・軽油

- ・村内事業者の 71%が近隣ＳＳの小売価格と同程度なら東村内ＳＳで購入すると回答（同値なら購入 66%、近隣ＳＳ＋５円でも購入 6%）。村内事業者の多くは業務中にガソリンを給油しているため、村外ＳＳで給油する際の人件費の発生等に対する非効率性を指摘しており、村民に比べて時間距離の短さを優先し、東村内ＳＳで給油する割合は多いと見込み、ガソリン購入量は村内事業者需要の 70%とする。
- ・村内事業者の軽油需要のうち、車両に関してはガソリン同様に東村内ＳＳでの購入が見込めるが、重機等の需要量も多く配達販売しか給油できない事態も想定されるので、村民の軽油と同様に店頭給油割合を 2 割とし、軽油購入量は村内事業者需要の 20%とする。

■村役場のガソリン・軽油

- ・村役場はガソリン・軽油は全て東村内ＳＳで購入するため、100%とする。

■灯油

- ・有銘給油所（令和 5 年 6 月末廃止）によると店頭での灯油購入はほとんどなく、ほぼ全てが配達灯油とのことだったので、東村内ＳＳでは灯油を取り扱わないものとする。

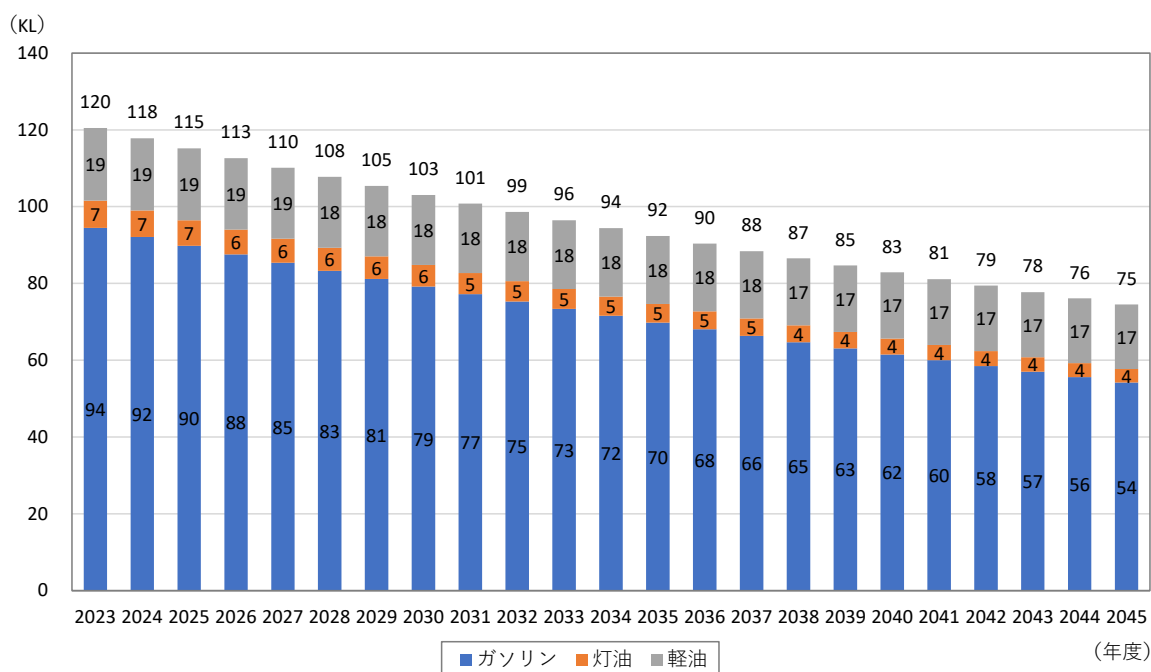
（２）東村内の月間燃料需要量の将来需要予測

本調査で推計した東村の月間燃料需要量が、資源エネルギー庁が公表している石油製品需要見通しに基づく 2024 年度（令和 6 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）の 4 年間の年平均増減率（ガソリン-2.5%、灯油-3.1%、軽油-0.5%）に基づいて令和 6 年度以降増減していくと仮定した場合の月間燃料需要量の将来推計は図 III-24 のとおり。

2045 年度においてもガソリン 54KL、灯油 4KL、軽油 17KL の月間燃料需要量があるという推計結果となった。

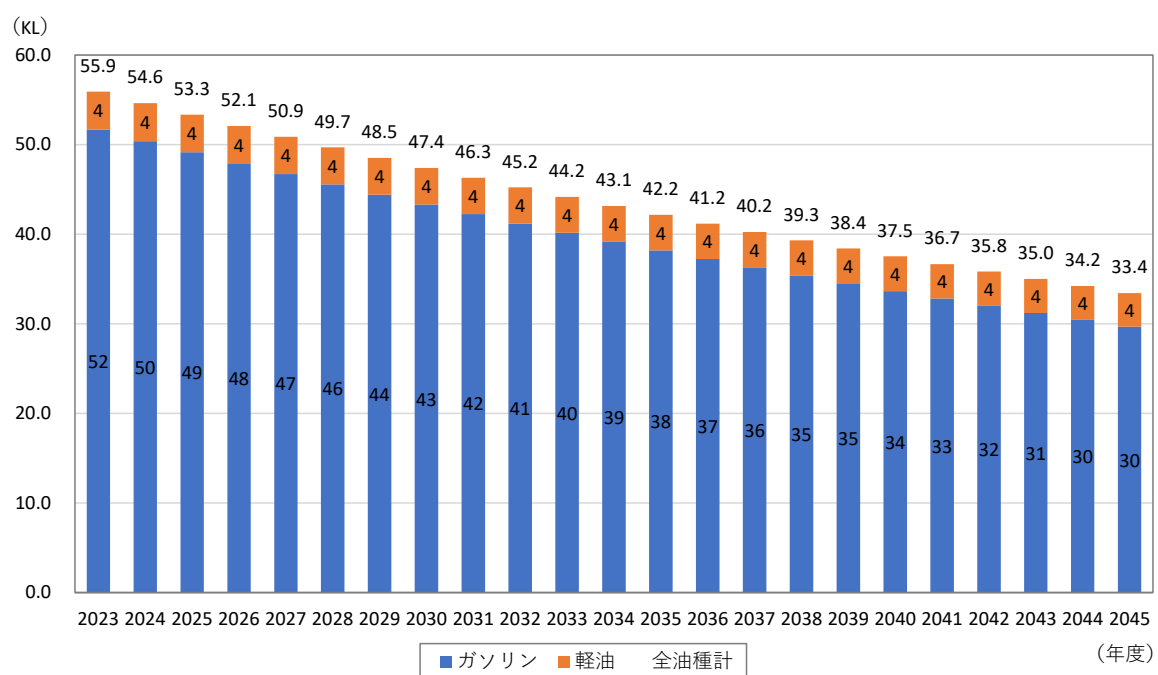
なお、東村内に S S ができた場合に購入が見込める月間燃料需要量についても同様に推移するとした場合の将来推計は図 III-25 のとおりである。これによると、東村内 S S で購入が見込まれる月間燃料需要量は 2028 年度には 50KL を下回る推計となり、2038 年度以降は 40KL を下回る見込みである。

図 III-24 東村の月間燃料需要量の将来推計



出典：「2023～2027 年度石油製品需要見通し（案）」（資源エネルギー庁）

図III-25 東村内にSSができた場合に購入が見込める月間燃料需要量の将来推計



(3) 地域のＳＳに対するニーズの整理

① 村民・村内事業者ともに自宅・事業所からＳＳが遠いことに不便を感じている

石油製品の購入に不便を感じている村民の 88%は「自宅からＳＳが遠い」ことに不便を感じている。同様に村内事業者の 88%は「事業所からＳＳが遠い」ことに不便を感じている。

② 村民・村内事業者ともに 92%が東村内にＳＳが必要と認識

村民・村内事業者ともに 92%が東村内にＳＳが必要と回答。村民の総意としてＳＳが必要と認識されている。

③ 近隣ＳＳと同価格でなければ村民・村内事業者は購入しない

村民の 58%は近隣ＳＳと同程度の価格でなければ東村内のガソリンスタンドでは給油しないと回答しており、同様に村内事業者も 66%が近隣ＳＳと同程度の価格でなければ給油しないと回答している。

村民・村内事業者の価格ニーズに応えるとともに、東村内ＳＳの販売量を増やすためには、近隣ＳＳと同価格にすることが求められる。

④ 村民・村内事業者ともにセルフサービスでも構わないという意見が多数を占めるが、携行缶によるガソリン販売を希望している

村民の 64%、村内事業者の 69%が販売形態はセルフサービスでも構わないとしているが、村民の 74%、村内事業者の 91%がガソリンの携行缶販売を希望している。

⑤ 灯油・軽油の配達販売を求める声は一定程度ある

村民の 68%は灯油のミニローリーでの配達販売を求めており、村内事業者の 38%は軽油の配達販売を求めている。

⑥ 村内事業者は掛売を希望

ヒアリングを実施した村内事業者からは、掛売（月末締め翌月払い等による一括後払い）を求める声が多く聞かれた。中には掛売が行われなければ購入できないという事業者や掛売が行われるなら 5 円程度高くても構わないという事業者も見られた。

⑦ 村内ＳＳの新設・維持や商店等との複合拠点化を求める声が多い

村民の 65%、村内事業者の 63%が「村内ＳＳの新設・維持」を求めており、ほぼ同数の村民 62%、村内事業者の 63%が「商店等との複合拠点化」を求めている。

⑧ 東村内の月間石油製品需要量はガソリン 94KL、灯油 7KL、軽油 19KL と推計

東村内の令和 5 年度の月間石油製品需要量はガソリンが最も多く 94.5KL、次いで軽油が 18.9KL、灯油が 7.1KL、合計で 120.5KL と推計した。このうち、東村内にＳＳができた場合に同ＳＳで購入が見込める需要量は令和 5 年度時点でガソリン 51.7KL、灯油 0KL（店頭灯油の需要量が少なく取り扱わない）、軽油 4.2KL、合計で 55.9KL と推計した。

（４）東村内にＳＳが整備・運営されることによる効果

① 村民・村内事業者のＳＳまでの道路距離・所要時間の短縮

村内の中心地区である平良区に東村内ＳＳが整備・運営されることで、最も東村内ＳＳまで遠い高江区（注１）であっても道路距離 13.6km、所要時間 18 分となり、道路距離で 8.2km、所要時間で 10 分の短縮効果がある。また、平良区のＳＳまでの距離が短い川田区・平良区だけでなく、宮城区・慶佐次区も道路距離・所要時間の削減効果が大きい。

村民アンケートでは自動車運転者数の 62% が 60 代以上（内訳 60 代 29%、70 代 25%、80 代以上 8 %）となっており、高齢者の給油負担を軽減する意味でも、ＳＳまでの道路距離・所要時間の短縮は重要であると考えられる。

図III-26 東村各区から東村内ＳＳまでの距離



出典：「電子国土基本図（淡色地図）」（国土地理院）を基に作成。

表III-8 東村各区から最寄りＳＳまでの道路距離・所要時間の短縮効果

区名	現在の最寄りSS				区名	名称	東村内SS(平良区)			
	名称	道路距離	所要時間				道路距離		所要時間	
		実数	効果			実数	効果	実数	効果	
高江区	JA—SSくがに—SS	21.8km	28分	➡	高江区	13.6km	-8.2km	18分	-10分	
宮城区		11.5km	16分		宮城区	3.2km	-8.3km	7分	-9分	
川田区		9.8km	16分		川田区	1.6km	-8.2km	4分	-12分	
平良区		8.0km	12分		平良区	0.3km	-7.8km	1分	-11分	
慶佐次区		11.7km	16分		慶佐次区	4.1km	-7.6km	6分	-10分	
有銘区		11.0km	18分		有銘区	7.3km	-3.7km	10分	-8分	

注１：高江区の最寄りＳＳはENEOS安波ＳＳだが、村民アンケートで同ＳＳの利用は１サンプルしかなく、91%がJA-SSくがに-SSを利用していることから、くがに-SSを最寄りＳＳとして比較した。

注２：各地区事務所から各ＳＳまでの自動車による道路距離・所要時間をGoogleマップ（Google）を用いて算出した。なお、Googleマップの設定により所要時間は混雑状況等に応じて若干変動する。

② 石油製品の安定供給体制の確保

東村内にＳＳが整備・運営されることで、災害が発生し、道路が遮断された場合などにおいても村内ＳＳでガソリン・軽油の在庫を持ち、それが購入できることは、災害対応の観点でも非常に有意義であると考えられる。

加えて、公的機関（消防署、東村役場、社会福祉協議会等）との災害時燃料優先供給協定を締結するなどして、災害時の燃料安定供給体制を確保することも可能となる。

IV. 東村内ＳＳの運営についての検討

1. 東村内ＳＳの整備・運営内容

(1) ＳＳの営業日・時間

ＳＳの営業形態は、近隣ＳＳを参考とし、休業日は週１日（平日）、営業時間は７時～１８時３０分を基本とする。

(2) 取扱油種

東村内ＳＳの取扱油種はハイオク、レギュラー、軽油の３油種とし、灯油は取り扱わない。灯油は現在でも東村内の各家庭・事業者に配達販売を行っている石油販売事業者による供給を前提とする。

ただし、既存の石油販売事業者による配達販売が行われなくなるなど、東村内ＳＳに対する灯油販売のニーズが高まった場合は、ミニローリーに在庫を持って配達販売を行うことも検討する。

表IV-1 東村内ＳＳの取扱油種の検討結果

油種	取扱有無の検討結果
ハイオク	・ ツーリング客・インバウンド客の利用を見込み、ＳＳの販売量を増加させる手段としても有効であるとして、 <u>ハイオクは取り扱う</u> 。
レギュラー	・ 東村内ＳＳで購入が見込めるガソリンの需要量は令和５年度時点で月間 51.7KL と全油種の中で最も多く、 <u>レギュラーは当然取り扱う</u> 。
灯油	・ 東村全体の令和５年度時点の 7.1KL の灯油月間需要のうち、東村内ＳＳで取り込める需要を 3.7KL（村民５割、村内事業者 7 割、東村 10 割）として、そのうち店頭販売 20％、配達販売 80％とすると、店頭販売は 0.7KL、配達販売は 3.0KL となる。 ・ 配達販売は、ミニローリーと配達スタッフのコスト負担が必要なため現実的な対応は難しい。 ・ 店頭灯油のみとしても月間 0.7KL の販売量では、ＳＳの販売量増に貢献しない。加えて月間 0.7KL の販売量では、タンク内の在庫が回転しないため、品質が確保できる 6 か月の使用推奨期限中での販売・使用が行えないため、 <u>灯油の取扱は行わない</u> 。
軽油	・ 配達販売は、ローリーと配達スタッフのコスト負担が必要なため現実的な対応は難しい。 ・ 他方、ＳＳの販売量を増加させる手段としては有効であるため、店頭販売として <u>軽油を取り扱う</u> 。
A 重油	・ 配達販売は、ローリーと配達スタッフのコスト負担が必要なため現実的な対応は難しく、 <u>A 重油は取り扱わない</u> 。

(3) 地下タンク容量の検討

東村内ＳＳの地下タンク容量は、月間販売量に基づいた在庫調整・仕入効率を考慮して検討する。

沖縄県内の白油ローリーは 14KL ローリーが一般的であり、東村内ＳＳへの石油製品の配送も 14KL ローリーで行われる前提とする。その上で、東村内ＳＳの発注のみで 14KL ローリーが満載になるように発注できる地下タンク容量とする。

納品時の最低在庫量をハイオク 2 KL、レギュラー 6 KL、軽油 4 KL とした。その上で、週 1 回の配送を前提として、レギュラーは毎週発注、ハイオクは月 1 回 2 ～ 4 KL の発注、軽油は月 2 回 2 ～ 4 KL の発注とする。ハイオク・軽油の発注回数が少ないことから、レギュラータンクのみで 14KL の発注（＝受入）ができるタンク容量とする。

上記を踏まえ、東村内 S S の地下タンクはハイオク 6 KL、レギュラー 20KL、軽油 8 KL、合計で 34KL とする。タンク容量に空きがない場合は納品日を遅らせるなどして在庫量を調整し、14KL の注文を受け入れられるようにする。

ただし、ここで検討したタンク容量は東村内 S S のみの発注で 14KL ローリーを満載にする前提であり、実際のタンク容量は運営事業者が行う同一系列の他 S S との積み合わせによる仕入等も考慮して、30～50KL の範囲で検討するものとする。

表 IV-2 月間販売量と在庫調整・仕入効率を考慮した地下タンク容量

油種	月間販売量 (日販売量)	最低在庫量 (納品時)	最低在庫量・月間販売量 を考慮した仕入計画	在庫調整・仕入効 率を考慮した 地下タンク容量
ハイオク	2.4KL (92 L)	2 KL	・月 1 回を 2 ～ 4 KL の仕入 を行う。	6 KL
レギュラー	46.7KL (1,797 L)	6 KL	・週 1 回 10～14KL の仕入を 行う。	20KL
軽油	4.2KL (161 L)	4 KL	・月 2 回 2 ～ 4 KL の仕入を 行う。	8 KL

注：月間販売量は S S 運営開始初年度として令和 7 年（2025 年）度に東村内 S S で購入が見込める月間燃料需要量とした。ただし、ハイオクは需要量見込が立たないため、有銘給油所（令和 5 年 6 月末閉店）の月間販売量と同量の 2.4KL とし、レギュラー販売量はガソリンの見込販売量 49.1KL からハイオク 2.4KL を除いた 46.7KL とした。日販売量は営業日 1 日あたりとして「月間販売量÷26 日」で算出した。

（４）給油レーン・計量機

朝や夕方など、比較的 S S が混雑する時間帯であっても、利用者が円滑に給油できるよう、給油レーンは 2 レーンとする。また、2 レーンでの使用を前提として、計量機はハイオク・レギュラー・軽油のノズル 3 口が両面にあるマルチタイプ 1 台とする。

（５）販売形態

販売形態（フルサービス、セルフサービス）は兼業事業の内容も踏まえ、運営事業者と協議して決定する。

2. 東村内ＳＳの収支シミュレーション

(1) 収支シミュレーションの前提

1) 収入の算出

① 粗利単価

近隣ＳＳと同額での販売を前提として、粗利単価を消費税抜きで10円/Lとする。

② 月間販売量

令和7年（2025年）度内のＳＳ整備を前提として、令和7年（2025年）度を運営初年度とする。

その上で、東村内のＳＳで購入が見込める需要量は令和5年度時点で月間55.9KLとし、国の需要推計に応じて減少していく前提で、令和7年（2025年）度の見込月間販売量を53.3KLとしてシミュレーションを行う。

2) 支出の算出

石油販売事業者の助言・指導に基づき、ＳＳ運営に必要な費用を設定・算出する。なお、電気代、クレジット決済手数料は販売量に応じて変動するものとする。

(2) 収支シミュレーション結果

1) 運営初年度（令和7年度）の収支シミュレーション

運営初年度（令和7年度）の収支シミュレーション結果は下表のとおり。地下タンク検査代及び計量機検定代が生じない運営初年度であっても約141万円の赤字となった。

表IV-3 運営初年度の収支シミュレーション結果

（月間販売量 53.3KL＝東村内SSでの見込販売量）

（円）

費目		年間	月間	備考	
収入	販売量 (KL)	640	53.3		
	粗利単価 (円/L)	10	10		
	粗利額	6,399,993	533,333		
支出	人件費	正職員人件費	2,400,000	200,000	1名
		正職員法定福利費・手当	441,600	36,800	法定福利費16%、通勤手当200円/日
		パート人件費	2,352,000	196,000	2名
		パート法定福利費・手当	89,544	7,462	法定福利費0.95%、通勤手当200円/日
		小計	5,283,144	440,262	
	業務費	電話代	216,000	18,000	
		印刷消耗品代	120,000	10,000	
		水道代	29,520	2,460	
		電気代	368,000	30,667	
		小計	733,520	61,127	
	手数料	クレジット決済	582,399	48,533	
		口座振込	12,000	1,000	
		小計	594,399	49,533	
	施設管理費	ボス運用費・釣銭機保守料	846,336	70,528	
		警備料 (夜間警備)	156,000	13,000	
		油水分離槽清掃代	62,000	5,167	年額÷12で月額を算出
		消防設備点検代	77,000	6,417	年額÷12で月額を算出
		地下タンク検査代	0	0	運営開始後3年目に発生
		計量機検定代	0	0	運営開始後7年目に発生
		品確法分析委託料	58,200	4,850	
		小計	1,199,536	99,961	
合計		7,810,599	650,883		
経常利益		-1,410,606	-117,551		

2) 15 年間（2025～2039 年度）の収支シミュレーション

15 年間（2025～2039 年度）の収支をシミュレーションした結果は下表のとおり。

なお、支出額については人件費の上昇率や物価上昇率などは考慮していないが、販売量の変動に応じて変動する費用（電気代、クレジット決済手数料）は販売量の減少に応じて減少させている。

表IV-4 15 年間の収支シミュレーション結果（運営初年度月間販売量 53.3KL＝東村内 S S での見込販売量）

		(千円)																
収入		費目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	
	販売量 (KL/年)		640	626	612	599	586	574	561	549	537	526	515	504	493	483	473	
	粗利単価 (円/L)		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	粗利額		6,400	6,260	6,124	5,991	5,862	5,735	5,612	5,491	5,374	5,259	5,147	5,038	4,931	4,827	4,725	
支出	人件費	正職員人件費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		正職員法定福利費・手当	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442
		パート人件費	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352
		パート法定福利費・手当	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
		小計	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283
	業務費	電話代	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
		印刷消耗品代	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
		水道代	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		電気代	368	365	362	360	357	355	352	350	347	345	343	341	339	337	337	335
		小計	734	731	728	725	723	720	718	715	713	711	708	706	704	704	702	700
	手数料	クレジット決済	582	570	557	545	533	522	511	500	489	479	468	458	449	439	430	430
		口座振込	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		小計	594	582	569	557	545	534	523	512	501	491	480	470	461	451	442	442
	施設管理費	ボス運用費・釣銭機保守料	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846
		警備料 (夜間警備)	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
		油水分離槽清掃代	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
		消防設備点検代	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
		地下タンク検査代	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0
		計量機検定代	0	0	0	0	0	0	324	0	0	0	0	0	0	324	0	0
品確法分析委託料		58	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
小計		1,200	1,152	1,317	1,152	1,152	1,317	1,476	1,152	1,317	1,152	1,152	1,152	1,317	1,152	1,476	1,317	
合計	7,811	7,747	7,897	7,717	7,703	7,854	7,999	7,662	7,814	7,636	7,624	7,776	7,600	7,912	7,742	7,742		
経常利益		-1,411	-1,487	-1,773	-1,726	-1,841	-2,119	-2,387	-2,170	-2,440	-2,377	-2,477	-2,739	-2,669	-3,085	-3,016	-33,715	
																	累計	

3. 経常赤字額を削減する方策

東村内にＳＳができた場合に、想定したＳＳの販売量及び粗利単価による収入額及び、想定したコストを積み上げた支出額では、ＳＳ経営が初年度から約 141 万円の赤字となる見込みであるが、経常赤字額を削減する方策として、以下が考えられる。

① 商店等の他事業を兼務し、他事業の運営によりトータルで赤字額を削減する

東村内には既存の売店の閉店等により、食料品・日用品の購入に不便が生じており、商店等のニーズはある。商店等とＳＳを併設することにより、商店等とＳＳ業務を兼務し、ＳＳ運営にかかる人件費を商店等と共有化することで、トータルでの赤字額を減らすことができる。

なお、他事業との兼務を可能にするには、セルフサービスＳＳを整備しタブレット端末で給油許可を行うことや、フルサービスＳＳでインターホンを設置して駆けつけ給油を行うなどの対応を取ることを検討する。

② 粗利益の増加

粗利益（収入）を増加させることで、経営赤字額を削減することが可能となる。

具体的には、事業者向けの掛売販売においては 10 円程度の手数料を設定したり、村役場や消防などの公共施設に対しては官公需価格を設定するとともに、必要に応じて通常販売での粗利単価を引き上げることも検討する。

現状のシミュレーションでは、低い粗利単価が収入の増加を拒んでいる状況である。そのため、粗利単価（税抜）を 1 L 当たり 5 円上げれば同じ販売量でも収入が 1.5 倍となるため、月間販売量 50KL でも年間 300 万円以上の粗利額の増加が見込める。

粗利単価（税抜）が 5 円上がることは 1 L 当たりの購入費（税込）が 5.5 円上がることになり、1 回当たり 20 L を給油するとして支払額は 110 円増、1 世帯当たりの石油製品の月間購入量は 148 L のため 1 か月の支払額は 814 円増となる。1 事業者当たりのガソリンの月間購入量は 507 L なので 1 か月の支払額は 2,789 円増となる。

村民の多くは週末に名護市に買い物に行くついでに大宜味村や名護市の安いガソリンを購入しているが、村内にＳＳができれば名護に行くついでではなく、ガソリンを給油するためだけに身近なＳＳに行くことができ、給油に係る時間の削減が可能となる。事業者の場合は給油に人件費がかかっていることもあり、給油のために 30 分使うのではなく、本業のためにその 30 分を使ったほうが、生産性は高いはずである。

1 世帯で月 814 円、1 事業者で月 2,789 円の費用を負担することで、村内にＳＳを維持できるのであれば、その費用負担はそれほど大きいものではない。また、東村内では 60 代・70 代以上の運転者が半数以上を占めており、身近なＳＳで給油することで高齢者の移動の負担も軽減される。その他、災害が発生し、道路が遮断された場合などにおいても村内ＳＳでガソリン・軽油の在庫を持ち、それが購入できることは、災害対応の観点でも非常に有意義であると考えられる。そうしたＳＳが 1 世帯月 814 円、1 事業者月 2,789 円で維持できる。

粗利単価の５円引き上げに拘らず、村民や村内事業者が受け入れられるレベルの引き上げ（例えば２～３円引き上げなど）も含め、村民・村内事業者による村内ＳＳでの購入を維持しながら、粗利益を増やしていけるような経営を行うことが求められる。

また、こうした村民が購入することで村内ＳＳを維持できるという考え方を、東村が中心となって普及し、村内ＳＳの収支の良化に貢献することも求められる。

③ 東村内ＳＳでの購入量を増やす取組

販売量を増やし、給油所の収支を改善することが東村内ＳＳの存続に繋がることから、村民・村内事業者が積極的に東村内ＳＳを利用することが求められる。そのためには、東村内ＳＳが村民・村内事業者にとっての「私たちのＳＳ」であるという機運を醸成する必要があり、東村及びＳＳ運営事業者が中心となって、機運醸成に向けた周知啓発を行う。また、村民・村内事業者は可能な限り東村内ＳＳで給油することで、ＳＳの販売量を増加させ、持続可能なＳＳ運営に貢献する。

加えて、東村が中心となって、観光客やツーリング客などが施設に立ち寄り易い環境（例：駐車場、トイレ、観光案内版、観光パンフレットの配布等）を整備し、通り需要による購入量（＝販売量）の増加を図ることで、収支の良化を目指すことも求められる。

その他、地域のＳＳでの購入量（＝販売量）を増やす取組として、プレミアム付商品券を発行し、東村内ＳＳを利用可能店舗にすることや、村内ＳＳでの石油製品購入に使用できる通勤補助給油券を配布するなど、東村が中心となって村内ＳＳでの購入量（＝販売量）を増やす取組も実施する。

④ 東村が運営支援を行う

東村がＳＳを整備するため、施設の所有者は東村となる。村の施設の運営にあたっては、指定管理者制度を導入することが想定される。上記①～③の運営事業者・東村による赤字削減方策を行っても、なお生じる赤字額については、赤字分を指定管理料として村が運営事業者に支払うことや固定的経費（例：検査費）の支援を行うことも検討する。

4. 経常赤字額を削減する方策を踏まえた収支シミュレーション

3. に記載した経常赤字額を削減する方策を踏まえ、シミュレーションの前提を以下のとおり見直して、再度シミュレーションを行った。

(1) シミュレーションの前提の見直し

① 掛売による手数料収入の設定

東村内事業者が東村内ＳＳで購入するガソリン・軽油の50%（東村内ＳＳでの見込販売量の約8.9%）を掛売販売と想定し、掛売による手数料収入を1Lあたり10円計上する。

② 東村向けの官公需価格の設定

東村が東村内ＳＳで購入するガソリン・軽油の全量（東村内ＳＳでの見込販売量の約7.8%）に対して通常価格＋30円の官公需価格を設定し、官公需価格による追加収入を計上する。

③ 粗利単価を増加させる

経常赤字が生じた場合は、収支がプラスマイナスゼロとなるように、粗利単価を引き上げて収入を増加させる。

④ 人件費の共有化

ＳＳに商店等を併設する前提で、人件費をＳＳと商店等で共有化する。そのため、人件費（法定福利費・手当を含む）の1／4を商店等で負担し、ＳＳで負担する人件費を3／4とする。

(2) 収支シミュレーション結果

1) 運営初年度（令和7年度）の収支シミュレーション

運営初年度（令和7年度）の収支シミュレーション結果は下表のとおり。

①～③の赤字削減方策を実施した場合では運営初年度は約 65 万円の黒字、①～④の赤字削減方策を実施した場合で運営初年度は約 197 万円の黒字となった。なお、いずれも黒字となったため、③の粗利単価の引き上げは行っていない。

表IV-5 赤字削減方策を踏まえた運営初年度の収支シミュレーション結果
(月間販売量 53.3KL=東村内SSでの見込販売量、④人件費の共有化未実施)

(円)					
費目		年間	月間	備考	
収入	販売量 (KL)	640	53.3		
	粗利単価 (円/L)	10	10		
	粗利額	6,399,993	533,333		
	掛売手数料	566,708	47,226	単価10円/L、販売量の8.9%に適用	
	官公需価格収入	1,496,449	124,704	単価+30円/L、販売量の7.8%に適用	
	小計	8,463,150	705,263		
支出	人件費	正職員人件費	2,400,000	200,000	1名
		正職員法定福利費・手当	441,600	36,800	法定福利費16%、通勤手当200円/日
		パート人件費	2,352,000	196,000	2名
		パート法定福利費・手当	89,544	7,462	法定福利費0.95%、通勤手当200円/日
		小計	5,283,144	440,262	
	業務費	電話代	216,000	18,000	
		印刷消耗品代	120,000	10,000	
		水道代	29,520	2,460	
		電気代	368,000	30,667	
		小計	733,520	61,127	
	手数料	クレジット決済	582,399	48,533	
		口座振込	12,000	1,000	
		小計	594,399	49,533	
	施設管理費	ボス運用費・釣銭機保守料	846,336	70,528	
		警備料（夜間警備）	156,000	13,000	
		油水分離槽清掃代	62,000	5,167	年額÷12で月額を算出
		消防設備点検代	77,000	6,417	年額÷12で月額を算出
		地下タンク検査代	0	0	運営開始後3年目に発生
		計量機検定代	0	0	運営開始後7年目に発生
		品確法分析委託料	58,200	4,850	
		小計	1,199,536	99,961	
	合計		7,810,599	650,883	
	経常利益		652,551	54,379	

表IV-6 赤字削減方策を踏まえた運営初年度の収支シミュレーション結果
(月間販売量 53.3KL＝東村内SSでの見込販売量、④人件費の共有化実施)

(円)

費目		年間	月間	備考	
収入	販売量 (KL)		640	53.3	
	粗利単価 (円/L)		10	10	
	粗利額		6,399,993	533,333	
	掛売手数料		566,708	47,226	単価10円/L、販売量の8.9%に適用
	官公需価格収入		1,496,449	124,704	単価+30円/L、販売量の7.8%に適用
小計		8,463,150	705,263		
支出	人件費	正職員人件費	1,800,000	150,000	1名
		正職員法定福利費・手当	331,200	27,600	法定福利費16%、通勤手当200円/日
		パート人件費	1,764,000	147,000	2名
		パート法定福利費・手当	67,158	5,597	法定福利費0.95%、通勤手当200円/日
		小計	3,962,358	330,197	
	業務費	電話代	216,000	18,000	
		印刷消耗品代	120,000	10,000	
		水道代	29,520	2,460	
		電気代	368,000	30,667	
		小計	733,520	61,127	
	手数料	クレジット決済	582,399	48,533	
		口座振込	12,000	1,000	
		小計	594,399	49,533	
	施設管理費	ボス運用費・釣銭機保守料	846,336	70,528	
		警備料（夜間警備）	156,000	13,000	
		油水分離槽清掃代	62,000	5,167	年額÷12で月額を算出
		消防設備点検代	77,000	6,417	年額÷12で月額を算出
		地下タンク検査代	0	0	運営開始後3年目に発生
		計量機検定代	0	0	運営開始後7年目に発生
		品確法分析委託料	58,200	4,850	
		小計	1,199,536	99,961	
合計		6,489,813	540,818		
経常利益		1,973,337	164,445		

2) 15年間(2025～2039年度)の収支シミュレーション

15年間(2025～2039年度)の収支をシミュレーションした結果は次頁以降の表のとおり。

なお、支出額については人件費の上昇率や物価上昇率などは考慮していないが、販売量の変動に応じて変動する費用(電気代、クレジット決済手数料)は販売量の減少に応じて減少させている。

表IV-7 赤字削減方を踏まえた 15 年間の収支シミュレーション結果（運営初年度月間販売量 53.3KL、④人件費の共有化未実施）

		(千円)															
費目		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	
収入	販売量 (KL/年)	640	626	612	599	586	574	561	549	537	526	515	504	493	483	473	
	粗利単価 (円/L)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.5	11.0	10.7	11.3	11.3	11.6	12.2	12.2	13.2	13.2	
	粗利額	6,400	6,260	6,124	5,991	5,862	6,005	6,190	5,892	6,081	5,941	5,964	6,152	6,010	6,356	6,218	
	掛売手数料	567	554	542	531	519	508	497	486	476	466	456	446	437	427	418	
	官公需価格収入	1,496	1,464	1,432	1,401	1,371	1,341	1,312	1,284	1,256	1,230	1,203	1,178	1,153	1,129	1,105	
合計		8,463	8,279	8,099	7,923	7,751	7,854	7,999	7,662	7,814	7,636	7,624	7,776	7,600	7,912	7,742	
支出	人件費	正職員人件費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		正職員法定福利費・手当	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442
		パート人件費	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352	2,352
		パート法定福利費・手当	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
		小計	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283	5,283
	業務費	電話代	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
		印刷消耗品代	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
		水道代	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		電気代	368	365	362	360	357	355	352	350	347	345	343	341	339	337	335
		小計	734	731	728	725	723	720	718	715	713	711	708	706	704	702	700
	手数料	クレジット決済	582	570	557	545	533	522	511	500	489	479	468	458	449	439	430
		口座振込	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		小計	594	582	569	557	545	534	523	512	501	491	480	470	461	451	442
	施設管理費	ボス運用費・釣銭機保守料	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846
		警備料（夜間警備）	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
		油水分離槽清掃代	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
		消防設備点検代	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
		地下タンク検査代	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0	0	165
		計量機検定代	0	0	0	0	0	0	324	0	0	0	0	0	0	324	0
		品確法分析委託料	58	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		小計	1,200	1,152	1,317	1,152	1,152	1,317	1,476	1,152	1,317	1,152	1,152	1,317	1,152	1,476	1,317
合計		7,811	7,747	7,897	7,717	7,703	7,854	7,999	7,662	7,814	7,636	7,624	7,776	7,600	7,912	7,742	
経常利益		653	532	202	206	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
															累計		
															1,640		

注：2030 年度以降は粗利単価 10 円/L のままだと経常赤字となったため、収支がプラスマイナスゼロとなるように、粗利単価を引き上げて収入を増加させた。

表IV-8 赤字削減方を踏まえた 15 年間の収支シミュレーション結果（運営初年度月間販売量 53.3KL、④人件費の共有化実施）

		(千円)																	
収入		費目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度		
		販売量 (KL/年)	640	626	612	599	586	574	561	549	537	526	515	504	493	483	473		
		粗利単価 (円/L)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.4	10.4		
		粗利額	6,400	6,260	6,124	5,991	5,862	5,735	5,612	5,491	5,374	5,259	5,147	5,038	4,931	5,035	4,898		
		掛売手数料	567	554	542	531	519	508	497	486	476	466	456	446	437	427	418		
		官公需価格収入	1,496	1,464	1,432	1,401	1,371	1,341	1,312	1,284	1,256	1,230	1,203	1,178	1,153	1,129	1,105		
		合計	8,463	8,279	8,099	7,923	7,751	7,584	7,421	7,262	7,106	6,954	6,806	6,662	6,521	6,591	6,421		
支出		人件費	正職員人件費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
			正職員法定福利費・手当	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331
			パート人件費	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764
			パート法定福利費・手当	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
			小計	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962	3,962
		業務費	電話代	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
			印刷消耗品代	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
			水道代	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
			電気代	368	365	362	360	357	355	352	350	347	345	343	341	339	337	335	335
			小計	734	731	728	725	723	720	718	715	713	711	708	706	704	702	700	700
		手数料	クレジット決済	582	570	557	545	533	522	511	500	489	479	468	458	449	439	430	430
			口座振込	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
			小計	594	582	569	557	545	534	523	512	501	491	480	470	461	451	442	442
		施設管理費	ボス運用費・釣銭機保守料	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846
			警備料 (夜間警備)	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
			油水分離槽清掃代	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
			消防設備点検代	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
			地下タンク検査代	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0	0	165	0	0	165	165
			計量機検定代	0	0	0	0	0	0	0	324	0	0	0	0	0	0	324	0
			品確法分析委託料	58	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
			小計	1,200	1,152	1,317	1,152	1,152	1,317	1,476	1,152	1,317	1,152	1,152	1,317	1,152	1,476	1,317	1,317
			合計	6,490	6,426	6,576	6,396	6,382	6,533	6,678	6,341	6,493	6,315	6,303	6,456	6,279	6,591	6,421	6,421
経常利益	1,973		1,852	1,522	1,526	1,369	1,051	743	921	613	639	503	206	242	0	0	0		
		累計																	
		13,162																	

注：2038 年度以降は粗利単価 10 円/L のままだと経常赤字となったため、収支がプラスマイナスゼロとなるように、粗利単価を引き上げて収入を増加させた。

V. 東村ＳＳ過疎地対策計画

Ⅱ～Ⅳの調査結果を踏まえ、東村ＳＳ過疎地対策計画を以下のとおり策定した。

1. 対策の基本方針

（１）東村内にＳＳを新たに整備する

アンケート調査では村民・村内事業者ともに92%が「東村内にＳＳが必要」と回答している。また、村民・村内事業者ともに自宅・事業所からＳＳが遠いことに不便を感じており、東村内ＳＳが整備されれば、村民・村内事業者の給油にかかる移動負担が大きく軽減される。こうした村民のニーズ、東村内ＳＳの整備による効果のみならず、東村内にＳＳができた場合に購入が見込める月間燃料需要量やＳＳの収支シミュレーション結果等も含めて総合的に判断した結果として、東村内にＳＳを新たに整備する。

ただし、基本方針の（２）に記載している公設民営形式による運営主体が確保できること、（３）に記載している15～20年間に渡って村民・村内事業者を利用され続けるＳＳの運営を実現できることが、ＳＳ整備の前提条件となる。

（２）東村がＳＳを整備し、民間事業者が運営する公設民営形式とする

東村内のガソリン需要量では、民設民営ＳＳでは経営が成り立たないことから、東村がＳＳを整備し、民間事業者が運営する、公設民営形式とする。整備費は販売形態（フルサービス、セルフサービス）や既存施設への併設・新規施設の建設等により変動する前提で、数千万～1億円程度を想定しており、ＳＳの整備にあたっては国の補助事業を活用する（補助率3／4）。

なお、公設民営により、年間数百万円の減価償却費を削減できるため、経営の改善が見込めるが、それでも東村内の需要量では当初から厳しい経営が想定される。加えて、

（３）に記載している今後の石油製品の需要減少（＝販売量の減少）も踏まえると将来的なＳＳ経営はますます厳しくなることが見込まれ、赤字経営となることも十分想定される。そのため、ＳＳの運営にあたっては、他事業の兼務による赤字額の削減、掛売販売の手数料設定や官公需価格の設定、適切な粗利単価の設定、村民・村内事業者の東村内ＳＳの利用促進等のＳＳの収支を改善する取組を行いつつ、なお生じる赤字額については東村が支援するなど、持続可能な運営体制を検討していく。

（３）村民・村内事業者に15～20年に渡って利用され続けるＳＳ運営を目指す

上記のとおり、東村がＳＳを整備するが、公的主体である村が整備するからには長期的に村民・村内事業者に広く利用され続ける必要がある。

国は、2050年までにカーボンニュートラルを達成すると宣言しており、2035年までにガソリン車・ディーゼル車（ＨＶ車除く）の新車販売を禁止、2050年には自動車の生産・利用・廃棄を通じたＣＯ２排出ゼロ（＝ガソリン車・ディーゼル車（ＨＶ車含む）の使用禁止）を目指すとしている。

しかし、ガソリン車・ディーゼル車の販売・使用の禁止以外に国の具体的な政策や規制は明らかになっておらず、国の政策動向により石油製品需要が大きく変動することが想定される。そのため、東村内に限らず、ＳＳそのものが社会的にいつまで必要とされる施設なのかが明確ではないものの、人口減少やＣＯ２排出ゼロに向けた取組が進む中で、将来的に石油製品の需要が減少することは間違いない。これは、東村においても同様であり、石油製品の需要量が減少する（＝販売量が減少する）中でも、東村内に整備するＳＳが１５～２０年間にわたって（つまり２０３９年～２０４４年度頃までは）、安定的に石油製品の供給を続け、村民・村内事業者を利用され続けるＳＳ運営を目指すこととする。

なお、村民・村内事業者を利用され続けるために、村民・村内事業者のニーズに対応した小売価格設定や複合拠点化、取扱油種、販売形態（フルサービス、セルフサービス）、ガソリンの携行缶販売等について検討していく。

２．具体的な対策内容

（１）村中心部の平良地区に複合拠点施設としてのＳＳを整備する

東村では「東村村有地有効活用事業」において平良地区の村有地の民間事業者による利活用の提案を求めている、同事業と連携し、平良地区の村有地や既存施設に併設する形でＳＳ整備を行うことも検討する。

また、東村内では、各地区の商店（民間、共同売店等）の閉鎖が続いており、村内における商店等の維持も求められている。村民アンケートでは村民の６割以上がＳＳへの日用品を取り扱う商店又はコンビニの併設等を希望しており、村内事業者も含めて複合拠点施設としてのＳＳの整備を求めている。

そのため、商店又はコンビニ等と併設する形の複合拠点施設として平良地区にＳＳを整備することを基本とする。

（２）運営事業者は民間事業者を公募し、１５～２０年に渡って自立的な運営の継続が見込まれる事業者を選定する

公設民営となる東村内ＳＳの運営事業者は、民間事業者を公募する。「東村村有地有効活用事業」と連携しつつ、１５～２０年に渡って自立的な運営を継続すべく、活力あるＳＳ運営を行い得る運営事業者を選定する。

（３）近隣ＳＳと同じ小売価格に設定する

村民の５８％、村内事業者の６６％は近隣ＳＳと同価格（名護市最安値価格＋２円程度）でなければ東村内のＳＳを利用しないと言っており、近隣ＳＳより５円高程度でも東村内のＳＳを利用すると言っているのは村民の９％、村内事業者の６％に過ぎない。そのため、村民・村内事業者に長期的に利用されるＳＳを目指すため、近隣ＳＳと同じ小売価格に設定する。

上記により、最大で村民の６７％、村内事業者の７１％の需要量を取り込むことができる。ただし近隣ＳＳの小売価格は北部地域でも比較的安い小売価格となるため、粗利単価は低額にならざるを得ず、運営コストを削減した効率的なＳＳ運営が求められる。

（４）携行缶販売や掛売の対応による村民・村内事業者のニーズに応えるＳＳ運営を行う

村民・村内事業者ともに、セルフサービスＳＳでも構わないとの回答が多数を占める一方で、村民の 74%、村内事業者の 91%がガソリンの携行缶販売を求めており、ガソリンの携行缶販売への対応は必須と考えられる。

村内事業者には掛売販売を求める声が一定程度あり、東村内ＳＳはそうしたニーズに応えるＳＳ運営を行う。

（５）低額な粗利単価で運営できる体制の整備と販売量の増加に向けた取組

近隣ＳＳと同じ小売価格設定とすることが東村内ＳＳの大前提となり、低額な粗利単価での運営が必要となる。

そのためには、人員削減や他業務との兼務を検討するとともに、人員削減・兼務が可能となる設備（例：駆けつけ給油（フルサービス）や商店・コンビニレジでのタブレット端末・モニターでの給油許可（セルフサービス））が必要となる。上記を踏まえ、人員削減や兼務が可能となり運営コストの低減に資する施設・設備を整備する。現状では、セルフサービス形式におけるタブレット端末・モニターでの給油許可は、消防法に適合した給油取扱所内の施設においてのみ認められているため、ＳＳの隣接地であっても給油取扱所の敷地外の既存店舗等からの給油許可は認められていない。そのため、商店・コンビニ等を併設して、タブレット端末・モニターでの給油許可を行う場合は、消防法に適合した店舗を新設しなければならない。

なお、基本方針の（２）にも記載しているとおり、東村内の需要量では厳しいＳＳ経営が想定されるため、販売量を増やし、給油所の収支を改善することが東村内ＳＳの存続に繋がる。そのため、東村及びＳＳ運営事業者が中心となって東村内ＳＳの必要性・重要性を周知啓発し、東村内ＳＳが村民・村内事業者にとっての「私たちのＳＳ」であるという機運を醸成し、村民・村内事業者は可能な限り東村内ＳＳで給油し、東村内ＳＳの販売量を増やすことを通じて、持続可能なＳＳ運営に貢献することが求められる。

更には、将来的な需要減少も踏まえると村外需要（観光客、近隣市町村）についても取り込めるよう努めなければならず、観光客やツーリング客が施設に立ち寄りやすい環境を整備し、通り需要による販売量の増加を目指す。

加えて、村民の東村内ＳＳ利用を促す取組として、東村がプレミアム付商品券を発行し、東村内ＳＳを利用可能店舗にすることや、東村内ＳＳでの石油製品購入に使用できる通勤補助給油券を配布するなど、東村が中心となって村民による東村内ＳＳでの購入量（＝販売量）を増やす取組を実施する。また、ＳＳ運営事業者は粗利益そのものを増加させる取組として、掛売販売の手数料設定や官公需価格の設定等を行う。

それでもなお生じる赤字額については、赤字分を指定管理料として村が支払うことや固定的経費（例：検査費）の支援を行うことも検討する。

（６）近隣ＳＳとの連携や災害時の燃料安定供給体制の確保

配達需要が多く、村内需要量の少ない灯油は東村内ＳＳでは取り扱わない想定である。
同様に軽油の配達販売も東村内ＳＳでは行わない想定である。

そのため、灯油の取り扱い、灯油・軽油の配達販売等については、近隣ＳＳとの連携の視点も踏まえた運営を行うものとする。具体的には、灯油・軽油の配達販売は近隣ＳＳや既存事業者への取次等により対応することを検討する。

その他、村内に公設民営のＳＳが整備・運営されることから、公的機関（消防署、東村役場、社会福祉協議会等）との災害時燃料優先供給協定を締結するなどして、災害時の燃料安定供給体制を確保することも検討する。

（７）東村内ＳＳの整備・運営内容（案）

計画策定時点では、東村内ＳＳの整備・運営内容（案）は以下のとおりとし、運営事業者と協議の上、正式に決定する。

■整備内容

- ・平良地区中心部の村有地にＳＳを整備する。
- ・取扱油種はハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油の３油種とし、３油種ともに地下タンクを整備する。
- ・地下タンク容量は３油種合計で３０～５０ＫＬとし、各油種の容量の内訳は、仕入の効率化等も踏まえ運営事業者が決定する。
- ・計量機はハイオク・レギュラー・軽油のノズル３口が両面にあるマルチタイプ１台とし、給油レーンは２レーンとする。
- ・販売形態（フルサービス、セルフサービス）は兼業事業の内容も踏まえ、運営事業者と協議して決定する。

■運営内容

- ・商店・コンビニ等と兼業する。
- ・サインポールを掲げて営業し、品確法の軽減措置認定を受ける。
- ・休業日は平日１日、営業時間は７時～１８時３０分を基本とする。
- ・ＳＳの職員は最低３名以上とし、全員が「乙種第４類危険物取扱者」資格を取得する。
- ・村民・村内事業者の需要量が少ないことから、灯油は取り扱わない。
- ・ガソリン（混合油含む）、軽油の携行缶販売について、時間を指定して販売を実施する。
- ・軽油の配達販売は実施しない。
- ・小売価格は近隣ＳＳと同価格程度とする。
- ・事業者を対象とした掛売販売を実施する。
- ・支払い方法は現金、クレジットカード、掛売販売を実施する事業者を対象とした銀行振込とする。

- ・油外事業（洗車、自動車関連商品販売（オイル・タイヤ・バッテリー等含む）等）の実施有無・実施内容は、収支の良化や村民・村内事業者の利便性等を考慮して、運営事業者が決定する。

3. アクションプラン

東村内ＳＳの整備・運営に向け、以下のとおり取り組む。

なお、実施内容・スケジュールは計画策定時点の想定とし、協議状況によっては適宜修正・実施時期の見直し等を行うものとする。

（１）東村内ＳＳの整備・運営内容の仮決定（実施時期：令和６年４～８月）

東村では「東村村有地有効活用事業」において平良地区の村有地の民間事業者による利活用の提案を求めており、同事業の提案内容（提案締切：令和６年３月末日）、同提案の審査結果（令和６年４月実施）を踏まえ、東村が村内ＳＳの整備・運営内容を仮決定する。

整備・運営内容の仮決定にあたって決定すべき事項は、ＳＳ候補地・兼業事業内容とする。民間事業者からの提案が無かった場合は、東村がＳＳ候補地・兼業事業内容を検討・決定する。

（２）ＳＳ運営事業者の決定（実施時期：令和６年４～８月）

（１）で仮決定した東村内ＳＳの整備・運営内容に基づき、東村がＳＳ運営事業者を公募により決定する。応募が無かった場合は、東村に關係する石油販売事業者や第三セクター等と個別協議を行う。

（３）ＳＳの整備・運営内容の決定（実施時期：令和６年４～８月）

東村は（２）で決定したＳＳ運営事業者と協議の上、ＳＳの整備・運営内容を決定する。

決定すべき事項は、サインポール、取扱油種、販売形態（セルフサービス、フルサービス）、地下タンク容量・基数、計量機の内容・台数、人員体制、休業日・営業時間、油外事業・配達販売の実施有無、収支シミュレーション、東村による支援有無・支援内容等で、加えてこれら事項を踏まえた上でのＳＳの施設・設備内容も決定する。なお、施設・設備内容については、ＳＳ候補地での建設可否も含めて検討し、必要に応じて候補地の変更も行う。

（４）ＳＳの設計にかかる経済産業省補助事業の申請（実施時期：令和６年８月末）

（１）～（３）の内容に基づき、東村がＳＳの設計にかかる経済産業省補助事業（自治体によるＳＳ承継等に向けた取組支援事業）の補助申請を行う。

（５）ＳＳの設計（令和６年１０月～令和７年２月上旬）

（３）で決定したＳＳの整備内容に基づき、東村がＳＳの設計事業者を公募等により決定した上で、ＳＳの設計を行う。

なお、経済産業省補助事業（自治体によるＳＳ承継等に向けた取組支援事業）の実績報告書の提出完了は令和７年２月２０日と想定されるため、事業自体は２月上旬に完了する必要がある。

（６）ＳＳの設備・工事にかかる経済産業省補助事業の申請（実施時期：令和７年６月末）

東村がＳＳの設備購入・土木工事にかかる経済産業省補助事業（自治体によるＳＳ承継等に向けた取組支援事業）の補助申請を行う。

（７）ＳＳの設備購入・土木工事の実施（実施時期：令和７年８月～令和８年２月上旬）

（５）のＳＳの設計内容に基づき、東村がＳＳの工事事業者を公募等により決定した上で、給油設備（地下タンク、計量機、ＰＯＳ機器、電気設備、給排水衛生設備）の購入・設置工事、構造物（土間、アイランド、集水溝、油水分離槽など）の土木工事を行う。

なお、用地造成及び建物（スタッフルーム等）、構築物（キャノピー、サインポール、防火塀等）の整備にかかる工事費は経済産業省補助事業の補助対象外であるが、工事自体は一体的に実施する。

（８）ＳＳの運営開始（令和８年３月）

（２）で決定したＳＳ運営事業者がＳＳの運営を開始する。

（９）経営状況の確認・運営体制の見直し（ＳＳ運営開始後随時）

ＳＳの運営開始後は、ＳＳ運営事業者が毎年ＳＳの経営状況（販売数量、収支の状況、人員の充足状況等）を東村に報告し、経営状況や運営体制に問題が無いか、計画で決定した事項が適切に履行されているか等を確認し、必要に応じて運営体制や計画の見直し、東村による支援等を協議する。

東村 S S 過疎地対策計画

令和 6 年 2 月

沖縄県 東村

沖縄県 東村役場 企画観光課
〒905-1292 沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地 電話：0980-43-2265

(調査・策定支援) 株式会社日本能率協会総合研究所
